

第 2 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 20 年 4 月 22 日）		頁
○開会宣告	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○開議宣告	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○日程第 1	会議録署名議員指名・・・・・・・・	3
○日程第 2	会期決定・・・・・・・・	3
○日程第 3	報告第 1 号 平成 19 年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しにつ いて・・・・・・・・	3
○日程第 4	報告第 2 号 平成 19 年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の 繰越しについて・・・・・・・・	4
○日程第 5	報告第 3 号 専決処分について（滝川市都市計画審議会条例の一部を改 正する条例）・・・・・・・・	5
○日程第 6	決議案第 1 号 滝川市長の不信任決議・・・・・・・・	5
○日程第 7	議案第 1 号 平成 20 年度滝川市一般会計補正予算（第 1 号） 議案第 2 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	25
○日程第 8	議案第 3 号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	41
○日程第 9	決議案第 2 号 生活保護通院移送費の改定の撤回を求める要望決議	42
○閉会宣告	・・・・・・・・・・・・・・・・	46

平成20年 4月22日 (火)

午前10時00分 開 会

午後 2時53分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 報告第 1号 平成19年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
日程第 4 報告第 2号 平成19年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて
日程第 5 報告第 3号 専決処分について（滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例）
日程第 6 決議案第1号 滝川市長の不信任決議
日程第 7 議案第 1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第1号）
議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第 3号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
日程第 9 決議案第2号 生活保護通院移送費の改定の撤回を求める要望決議

○出席議員 (18名)

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	6番	本 間 保 昭 君
7番	山 口 清 悦 君	8番	中 田 翼 君
9番	大 谷 久美子 君	10番	荒 木 文 一 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	堀 田 建 司 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 腰 修 司 君	16番	井 上 正 雄 君
17番	水 口 典 一 君	18番	山 木 昇 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
理 事	飯 沼 清 孝 君	総 務 部 長	高 橋 賢 司 君
総 務 部 参 事	居 林 俊 男 君	市 民 生 活 部 長	西 村 孝 君

保健福祉部長 狩野道彦君
経済部長 多田幸秀君
教育部長 高橋一昭君
監査事務局長 中本隆之君
総務課長 伊藤克之君
財政課長 吉井裕視君

保健福祉部参事 佐々木邦義君
建設部長 岡部豊君
教育部指導参事 早瀬公平君
病院事務部長 東照明君
企画課長 館敏弘君
行政経営課長 五十嵐千夏雄君

○本会議事務従事者

事務局長 中嶋康雄君
書記 山本信子君

次長 田湯宏昌君
書記 寺嶋悟君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集をされました平成20年第2回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において渡辺議員、窪之内議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定をいたしました。

ここで4月1日付の人事異動に伴う部長職職員及び人事交流職員の紹介がございますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時05分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第3 報告第1号 平成19年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第3、報告第1号 平成19年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 平成19年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明申し上げます。

平成20年度から施行されました後期高齢者医療制度におきまして、75歳以上の方に新たに発生することになっておりました保険料負担につきまして、これまで社会保険の被扶養者となってい

た方に対しては保険料負担の激変緩和措置がとられることとされました。これに伴いまして、必要となるコンピュータシステム改修費用につきまして国の平成19年度補正予算が計上されたこと及び4月1日からの対応が必要となることから、平成19年度滝川市一般会計補正予算（第9号）の中で補正予算として総額330万8,000円の歳出予算を議決いただくとともに、そのうち工期等の理由により翌年度に繰り越して使用することができる経費として200万6,000円を繰越明許費とすることの議決をあわせていただいたところではありますが、この繰越明許費繰り越し計算書について地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

表に記載のとおり、繰越額として200万6,000円、財源内訳は一般財源200万6,000円であります。

以上で報告を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 平成19年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長 長 日程第4、報告第2号 平成19年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 それでは、ただいま上程されました報告第2号 平成19年度滝川市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして繰越明許費の繰り越しについて地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

1款下水道費、1項下水道整備費、事業名、石狩川流域下水道事業負担金、繰越金額643万8,000円、財源内訳でございますけれども、地方債が640万円、一般財源が3万8,000円でございます。

なお、この報告につきましては、さきに繰越明許費として平成20年3月市議会の議決を得た石狩川流域下水道赤平第2中継ポンプ場硫化水素対策工事について繰越明許費繰り越し計算書を調製したもので、報告するものでございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 専決処分について（滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例）

○議 長 日程第5、報告第3号 専決処分について（滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第3号 専決処分についてご報告申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

専決事項でございますけれども、平成20年4月1日付の機構改革に伴いまして滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容でございますけれども、新旧対照表でご説明を申し上げますので、お聞きいただきたいと思っております。当該条例の第8条にあります庶務の処理の所管を建設部都市計画課から建設部土木課に改めるものでございます。

また、附則についてであります。当該改正の条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上をもちまして報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
お諮りをいたします。本件は承認することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。
よって、報告第3号は承認することに決しました。

◎日程第6 決議案第1号 滝川市長の不信任決議

○議 長 日程第6、決議案第1号 滝川市長の不信任決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。清水議員。

○清水議員 それでは、決議案第1号、田村弘市長の不信任決議案の提案者である酒井隆裕、渡辺精郎、そして私、清水雅人を代表いたしまして提案説明をさせていただきます。

そもそも選挙で選ばれた市長を議会の議決で解職をする提案は、慎重にも慎重を重ねて提出をするものです。このことを踏まえ、昨年11月の事件発覚以降私たちは田村市長の言動をじっくり見てまいりました。田村市長が中間報告をまとめるというその節目である第三者委員会の報告が18日に出されました。その内容は、市長の責任で1月の末にまとめた内部検証を否定し、やるべきことをやらなかったことがこの巨額の支給につながった、また同時に市長は本件のような重大な事案について具体的な情報を得たら速やかに行動を起こすべきであり、報告を受けるだけにとどまらず、みずから具体的な調査を指示すべきであると、このように述べています。田村市長は、きょう出される中間報告の後に市に対する返還命令、会計検査院あるいは厚生労働省からの返還命令を受けて、最終的に結論を出すと言っておりますが、これまでの言動を見る限り辞意を表明する見込みは全くないと私たち3人は判断をし、選挙で選ばれた市長の解職を求めるこの決議案を慎重にも慎重を重ねた上で提案をするものです。

なお、この不信任決議案は、地方自治法第178条に基づくものです。議長を含めて18人の議員のうち14人の起立があればこれが成立をする。もし成立した場合は、市長は10日以内に市議会を解散する権限を持ち、解散した場合は解散されて新たな議会で再度不信任決議が出された場合、過半数でこの不信任決議が決定をいたします。その場合は、本議決から数えて50日以内に新たな市長選挙を行われる、このような制度であることをまずきょうは傍聴の方もたくさんお見えですので、お伝えをして、不信任決議案のご説明をしたいと思っております。

理由は、大きく8点ございます。まず、第1に、総額2億3,886万円のタクシー料金は、常識では考えられないと全国的な批判を受けました。また、料金の還流で得た1億円は、覚せい剤や高級車購入だけでなく、山口組系暴力団への上納にも使われるなど、生活保護費が犯罪の温床になったことで、滝川市の信用を大きく失墜させるとともに、市民の市政への信頼を失いました。最大の責任は、生活保護制度の実施者であり、福祉事務局長を指揮監督する市長にあります。

第2に、市長は、監査報告に対する謙虚な姿勢に欠け、危機管理能力に問題があります。

2007年5月の監査報告書が「移送会社の売り上げになっていないのでは」、また「移送費が還流しているのでは」と犯罪の疑いを指摘すると同時に、国、道への協議や複数の見積もりを新たにとること、税務署への調査依頼などを具体的に提起しました。これを見たにもかかわらず市長は「犯罪と認識していれば、当然公費支給は行わなかった」、12月定例議会で答弁をされ、逮捕6日前まで「犯罪性に気づかなかった」、ことしの3月定例議会で答弁されています。

第3に、市長は、指揮監督権を発揮せず福祉事務局長に任せ続けたことが巨額支給の大きな原因です。市長は、監査委員が調査を始めた2007年2月「常識を越えるような多額な金額」、これは市長の11月30日の臨時議会での答弁です、であることを把握しました。また、同年5月に監査報告を受け全貌を把握しました。これらの時点で、任命権と指揮監督権を発揮していれば、被害額を1億5,000万円から9,000万円は少なくすることが可能でした。

しかし、実態は市長の答弁では「もう少し危機感を感じてやっておくべきだった」、「警察に相談し安心感を持った」、これらも11月30日の臨時議会での市長答弁です。これらで明らかなように市長の姿勢に問題がありました。

第4に、市長は、みずから積極的に行動しなかったことについて、「法律、制度的に違法なことはしていないという報告があった」、これも11月30日の臨時議会での市長答弁です、ことを挙げていますが、片倉ひとみ被告も勝彦被告同様に1往復25万円のタクシー通院をしていたことを問題視していなかったことは、特に問題です。監査報告書は、「担当課の意見」として「ひとみの移送方法については何とかしたい」と記載し、特別に指摘しているからです。

今回の事件は、片倉ひとみ被告に対する福祉事務所の行動を見ると、法律的、制度的に明らかに問題があります。

これまでの議会質疑などで、片倉ひとみ被告に7,705万円を支給しながら、申請書も合い見積書も嘱託医相談もなし、主治医訪問も支給後9カ月後だったことが明らかになりました。また、嘱託医は「妻については直接相談は受けていない。しかし、知ってはいた。夫のタクシーに便乗していると思っていた。良心的、常識的な人間であれば当然そうするものであり、当然その範疇をはみ出して考えなかった」、これは3月25日の厚生常任委員会での答弁であります、と述べていることから、直接相談していれば、夫に対する判断と明確に違い、タクシー通院に異論を唱えた可能性が極めて高いと思われます。また、第三者委員会審議状況報告でも「病状把握について極めて不十分、極めて遺憾」としています。

この決議案を提出していた時点では、まだ第三者委員会報告はされていませんが、第三者委員会報告は夫婦ともに札幌でなければ治療できない症状ではなかったと断定をし、片倉ひとみ被告についての手続、あるいは第三者の医師による検診命令などを行っていれば十分に防げた、あるいは怠慢があった、福祉事務所に怠慢があったなどとも述べています。

第5は、市長は、隠ぺいともとれる行動をとり、支給は継続され、事件の解決がおくれました。

その第1は、監査報告書を主な幹部に見せなかったことです。「支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと」を確認する義務を負う会計管理者、また市長の指示を伝える秘書課長に見せませんでした。また、法規や人事を担う総務部長は明確な記憶はない趣旨の答弁をしています。

第2は、この問題を一度も庁議に報告せず、庁議というのは月に2回行われる部長、そして総務部の企画課長、総務課長、秘書課長、財政課長、これらの参加する滝川市の日常的な重要事項を検討する場です。この庁議に全く報告をせず、幹部全体の力を結集して解決する方法をとらなかったことです。これでは福祉事務所以外に問題点を知っていた幹部は市長、副市長だけだった可能性があり、市役所の持つ自浄能力を生かさなかった責任は重大です。

第6に、市長は、事件発覚後の検証作業において、全容解明する姿勢に欠けています。市長は事件発覚後、福祉事務所長等が「制度上、手続上問題ない」という趣旨の答弁をし続けるのを容認しました。また、市長の責任で実施した内部検証報告は、市長と職員の責任を否定するもので、「職務執行に違法性は問えない」、「支給をとめる方法はなかった」、「犯罪を見抜くことは不可能だった」という内容でした。この報告書を承認したことは、事件発覚後2カ月以上たった時点で、み

ずから事実を重く受けとめ反省する姿勢に問題があったと言わざるを得ません。その結果、議会やマスコミから指摘されて多くの重大な事実を後で認める事態がいまだに続いています。

第7に、市長の責任についても第三者委員会の審議状況で厳しく指摘されていることは、国民と市民にとって幸いです。先ほども述べましたが、第三者委員会の報告は、市長は報告を受けるだけにとどまらず、みずから具体的な調査を指示すべきであった。逆に言えば、みずから具体的な行動をとっていれば、2月であれば1億5,000万円、5月であれば9,000万円の支出を防げたということを言外に述べています。しかし、田村弘市長は、この第三者委員会の報告書を受けてなお責任をとり、辞職をする考えを全く示していません。

第8に、生活保護不正問題の「住民監査請求」をすすめる会による共同住民監査請求人は2,000人を超えて提出をされました。短期間で印鑑を必要とする署名がこれだけ集まったことは重要です。市長が指揮監督権を発揮しなかった責任の重さを認め、損害賠償を求める世論は広がり、市民の怒りは限界に達しています。

以上8点の理由から田村弘市長の責任は、指揮監督権においても結果責任においても極めて重く考えます。さらに、問題解決能力に改善の見込みはなく、今後の全容解明と責任問題に対する指導力はないと考えます。また、田村弘市政では市民の信頼回復、滝川市の信用回復はできません。よって、これ以上市政を任せるわけにはいかず、不信任決議を提案をいたします。

以上、決議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤です。よろしくお願ひいたします。今共産党から出された不信任決議案に対して若干の意見を述べて、質疑をさせていただきたいと思ひます。

生活保護移送費に関する一連の事件につきましてほぼ検証結果が出されたのではないかと思ひれます。この検証内容を踏まえ、清水議員、酒井議員、渡辺議員から市長に対する不信任案決議が出されたわけですが、この不信任案の内容から市民の市政に対する信用を失墜させた責任、また福祉事務所長への指揮監督責任、また2億3,886万円の移送費の支出、事件発覚後の検証作業に対する指摘、これらのことを例えば民間の企業に置きかえて考えれば、一企業の一部署が2億円以上のお金を会社に損害を与え、その会社は顧客から信頼を失い、その責任は会社の社長であり、部長の責任が問われることは間違いありません。今市民は、選択することのできない市役所という大企業に憤りを感じていることは間違いありません。しかしながら、市長は全市民を顧客とする、この顧客が表現として正しいかはちょっとあれですが、顧客とする長であり、行政は市民に対する奉仕者でなければならないということを考えると、その責任のとり方は大きく2つあり、1つはみずからその職を辞すること、2つは責任の解決をつけることであると考えます。今市長は、この2つ目を選択したのではないかと思ひれます。私は、この選択に従って、市民の納得と理解を得る最大の努力を市長に身を粉にして進めてもらうことを切望するわけですが、今3氏から提出された不信任決議においても、もしこれが可決されたならばその後の市政をだれに任せ、どのように進めていこうとしているのかをお伺ひしたい。また、この事件の解決法も含め、そのお考えを示していただきたい。

い。そうでなければ、私どもも判断のしようがありません。

また、共産党は、この件に関し市役所部署における福祉事務所に脅迫とも思えるような必要以上の資料請求を求め、議会議長に対し部署から抗議文内容も出され、それに対し共産党はみずから議運の中で謝罪をしたことに対してどう思われているのか説明していただきたい。確かに市長の責任は免れるものではなく、市長を初め担当職員は処分を受けなければならないと思います。今回の件につきましては、確かに市長を初め関係職員の落ち度は認めざるを得ませんが、故意による過失ではないわけです。どこかの町長のように公費を使って私道を直すようなことであれば、これは確かに辞職に値することではあります。故意による過失でないということを考えると、この不信任決議案が果たして妥当なものか疑問に思います。

また、この事件について責任追及の市民の声は、市長だけに向けられているのではなく、私たち議員に向けられていることを私たちは自覚しなければなりません。議員としての責任をどう考えているのか、共産党の考えをお聞きしたいと思います。今私たち議員がやらなければならないことは、市長を辞職に追い込むことだけではなく、市民のために信頼回復と迷惑をかけた全国的生活保護を正當に受給している国民に対してできるだけその解決を進めていくことではないでしょうか。私は、辞任をしていただく前にこの件についての解決を進めていくことが市民にとっての最大の責任のとり方ではないかと思えます。

また、不信任決議案の総括の中にこの問題に対する問題解決能力に改善の見込みがなく、今後の全容解明と責任問題に対する指導力はないと考えるという説明がございましたが、共産党の考える問題解決能力とはどのようなものなのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長 答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 関藤議員の質疑にお答えをいたします。

まず、市長の責任のとり方は2つあると、そこでみずから解決をつけることを選択したと、これについての考え方ですが、市長は結局第三者委員会でも具体的に触れることができないぐらい市長の事件発覚前の行動、これについてはまだ検証されていないと言っても過言ではないと思います。最大残っている未解明部分は、市長及び副市長の行動です。ですから、今後解決をするに当たってはさらなる全容解明、単なる市長がやるべきことを怠っていたという第三者委員会の結論だけではとても2億円に及ぶ、これ決まっていますが、返済に関する解決をつけることは難しいというふうに思います。みずからの行動の検証をみずからで行えなかった、この6カ月間行えなかった市長に続けてその解決を、真相解明をゆだねることは無理があるというふうに思います。

2点目は、仮に不信任された場合にだれに任せるのかと、これは私が答える問題ではありません。選挙が行われれば、当然いろんな方が立候補されるのだろうというふうに思います。

3点目は、共産党はこの解決方法をどのように考えているのだというご質疑だったというふうに思いますが、先ほど申しましたように、さらなる真相解明は現市長では無理だと。そして、お金の返済については当然税金を使うべきでない。ということになれば、やはりいろんな方による拠出ということが有力だというふうに思います。その点でも全く関係のない職員が拠出をするというこ

とについてやはり市長が辞任をするということが前提だという声を職員の皆さんからも聞いております。

あと、議員の責任についてですが、2つあると思います。1つは、事件発覚前の責任。事件発覚前の責任については、19年度予算、そして18年度決算の2回ございました。19年度予算については、18年度予算よりも生活保護費は金額が二千数百万円少なかった。さらに、18年度決算については、金額は予算よりも多かったわけですが、医療扶助という一くくりで、その中でいわゆる移送費が幾らかというのは全く当市議会ではそういった資料が提出されたことはなかった。ですから、議会以外での情報がなければ、やはりこの事実をつかむことはできなかったということですが、議会の責任も重たいというふうに思います。さらに、事件発覚後の責任については、これはやはり真相解明、そして責任問題、そして返還についても最後まで議会がきちっとチェックをしていくということ、また議員もみずからその一部を担うということについても考えていかなければならないというふうに思います。

漏れていれば再質疑で聞いていただきたいと思います。

(「答弁漏れ、抗議文に対して。謝罪をしたことについて」の声あり)

○清水議員 18日の議会運営委員会で、私は議員活動の中で福祉事務所の職員に聞き取りを行う際に圧力と感じ取られるというような抗議を受けました。私は、そのようなことを思ってやった気持ちは全くありませんが、しかし結果としてそのように受けとめられたということについては、私の責任として議会運営委員会でも正式に謝罪をいたしたところですが、これ以上のさらなる責任追及ということであれば、また別の場でやっていただきたいなというふうに思います。

○議長 再質疑ございますか。関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁を聞きまして、まず1番目のことにつきまして非常に私理解できないような具体的な内容に欠けているものではないかと思われまます。よって、もう少し具体的な内容での説明を求めます。

また、税の投入があるかないかということに関して共産党のお考えをお伺いしたいと思います。今みずから田村市長は税の投入をしないということを言い切っているわけで、万が一これを可決して選挙ということになれば、これまた滝川、今非常に中活問題も抱え、市立病院問題も抱え、非常に困難な時期にあるわけです。その中で、この田村市長を解任し、新たな市長ということになると、なお大きな混乱を招くのではないかと私は考えるわけですが、共産党さんのお考えをお聞きしたいと思います。また、万が一これが市長がかわったことにより税を投入するというようなことに万が一なった場合は共産党はどのようにお考えでしょう。今田村市長は、自分の問題解決として税を投入しない考えで市民の信頼回復に向けてご努力されているわけですから、ここで長が変わることになって、万が一その長が考え方を変え、税の投入もありというようなことになった場合、共産党さんはどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、返済について何か私が税の投入を認めるかのようなことを言われましたが、全くそんなことを言った覚えはありません。私は、先ほど申し上げましたように特別職や職員、また

議員含めて、いわゆる自主的な拠出ということをはっきりと述べたので、税金については100パーセント投入することは反対です。これについては先ほど申したとおりです。

それと、もし新しく選ばれた市長が税の投入をするような市長だったらどうなのかと。選挙というのは、公約を持ってやるわけです。ですから、当然新しい選挙ではそれは最大の争点になるでしょうし、当然そこでは市民の判断が下るということで、次の市長が何か税の投入に賛成な方が出てこられるような仮定もとの質疑のように感じられます。少なくとも今滝川市民の中でこの返還について税の投入をしようと考えている方恐らく1割もいないのではないのでしょうか。ですから、そういう仮定もとの質疑というのは私は現実的ではないなというふうに思います。

それで、第1点目というふうに言われるのですが、具体性、つまりこれは共産党ならどう解決するのかということですか。ですから、先ほど申したように解決のためには市民、職員の信頼、納得、これが要るのです。自主的な拠出のためにはそれが必要なのです。ですからまず、市長の責任が、市長がこの1年半何をやってきたのか、報告を聞いただけでその回答はすべて口頭だったと、あった文書はA4のペーパーの半分しかない、こんな答弁を繰り返してきたような市長がこれ以上のみずからの過去について検証をできるというふうに考えません。つまりそういうことでは市民が納得得られるような全容説明、これができない。そういう全容説明ができないということは、拠出のほうもうまくいかないというふうに考えます。ですから、その逆にきちとした全容説明ができる市長を選ぶことで職員、また議員、またOB、関係者の信頼も得られ、拠出も得られるというふうに考えるものです。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。決議案第1号 滝川市長の不信任決議について何点か質疑を行います。

住民の意思で選出した市長を信任しないというのは、本当に心の底から納得できる理由がなければならぬ、そういう重いものだというふうに私は考えています。提案者は、信任しない理由として8点挙げられていますので、これに沿って質疑を行います。

まず、第1の理由についてですが、2億3,886万円のタクシー料金のうち還流で得た約1億円が覚せい剤や高級車購入だけでなく、山口組系暴力団への上納に使われたことを挙げられていますが、指摘された還流金額や用途は何によって証明されているのかを明らかにさせていただきたいと思います。

第2の理由についてですが、市長は監査報告に対する謙虚な姿勢に欠け、危機管理能力に問題があることを挙げています。第三者委員会でもこの点については、本件のような重大な事案については具体的な情報を得たら速やかに行動を起こすべきであり、報告を受けるだけにとどまらず、みずから具体的な調査を指示するべきであったと指摘されています。第三者委員会で指摘されたことが行われなかったことは事実であり、市長の責任が厳しく問われているわけですが、今回の事案だけで市長の危機管理能力がないと結論づける理由についてお示してください。

第3の理由についてですが、第2と同様なものですが、仮に提案者が言うように今回の事件にお

いて市長が指揮監督権を発揮し、速やかに行動を起こすことは可能だった時期は多分19年2月とか5月ということだというふうに思うのですが、まずその時期と、それではその以前の支給について市長の責任をどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

第4の理由についてですが、5月の監査報告書に対する市長の対応についてひとみに対しては特に問題だと言われています。私は、第三者委員会の報告のように監査報告書のすべてに対してであり、勝彦とひとみに程度の差をつけるべきではないというふうに考えていますが、これについてもお伺いいたします。

次に、第5の理由についてですが、市長は隠ぺいともとれる行動をとったとありますが、隠ぺいとは明らかにすべきと知りながら隠すことです。提案者は、市長が主な幹部に見せなかったり、庁議にかけなかったことは故意に隠ぺいしたと断定されているのでしょうか。もしそのように断定するのであれば、その根拠を示してください。

第6の理由ですが、市長が全容解明する姿勢に欠けていると指摘しています。検証の過程で次々と新たな事実が出されてきたことは間違いありません。こうしたことが全容解明しようとする市長の姿勢の問題と断定しているわけです。それでは、市長は第三者委員会への検証依頼や全員協議会へ出席し、質疑に応じた点はどのようにとらえられているのかについてお伺いしたいと思います。

次に、第7の理由についてですが、第三者委員会の報告との関係ですが、第三者委員会の報告では具体的な市長の責任のとり方については触れられていませんが、提案者はこの報告を受けた市長は辞職を決意すべきだというふうにおっしゃっていますが、その考える根拠を示してください。

第8の理由ですが、住民監査請求人が2,000人を超えたことは、市民の怒りのあらわれだという点では同意いたします。しかし、住民監査請求は市長の辞任を求める請求ではありませんので、請求人がすべて市長の辞職を求めていると言えるのでしょうか。また、市民の怒りの限界が即市長の辞任と結論づける根拠を示してください。

次に、まとめとしての部分ですが、市長に問題解決能力に改善の見込みがない、今後において改善の見込みがないと決定づける根拠を示してください。また、先ほどの関藤議員の質疑にもありましたが、田村市長の不信任をする以上、田村市長にかわり滝川の信頼回復と信用回復を託すことのできる人物について具体的な案を既に持っているのが責任ある提案の態度だと思いますが、これについての考えについてもお伺いします。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議長 傍聴席は発言をしないようお願いいたします。

清水議員。

○清水議員 窪之内議員の質疑にお答えをいたします。

まず、山口組系暴力団への上納の根拠です。これについては、既に全マスコミと言っていいほど報道がされ、警察が家宅捜査を行って、それが根拠だということをお答えいたします。

(何事か言う声あり)

○清水議員 新聞報道は根拠になるでしょう。客観的な情報を伝えるマスコミ全社が報道した事実

ですから、報道したという事実をもって根拠にしています。

2点目は、危機管理能力に問題がある。これについては、決議案に私はかなり詳しく書いたというふうに思っています。つまりこの事件について犯罪性を初めて気づいたのが逮捕の6日前、被害届を出した当日、その報告を受けて犯罪性、事件性に気づいた。今危機だということをわからないわけです。危機になってから管理するという問題、それ以前の問題、危機が起きていることを全く気づかなかったと。これは危機管理能力以前の問題です。

さらに、次は以前の支給、2月以前の支給です。2月以前の支給については、市長が知っていたということについては9月に議員の指摘があったと、これも市長は認められています。ですから、危機管理能力がすぐれていればこの時点で当然具体的な指導ができたであろうし、それ以前については情報ありませんけれども、市長が知らなかったという情報もまたありません。これについては、今の時点の2月の時点以降1億5,000万円分、これを防げたという、防げたのに行動をとらなかったということだけで市長の責任を問うことは十分ではないでしょうか。

それと、片倉勝彦被告とひとみ被告について程度に差をつけるべきではないと。私は、程度に差をつけるということを言っているのではなくて、事実を客観的に一つ一つ見ていく上では、ひとみ被告に対する支給と勝彦被告に対する支給は別なのです。ですから、程度に差をつけているわけではなくて、事実を客観的に見ているだけの話です。そして、ひとみ被告については、勝彦被告に比べていわゆる症状は重篤ではない、そういう比較を第三者委員会報告でもしていますし、だれが見てもひとみがストレッチャータクシーを必要だというふうには思えないという、そういった報道も多々されております。

次に、隠ぺいともとれるという私表現をしています。故意と断定はしておりません。

次に、全容解明する姿勢に欠けていると、この根拠について言われていますが、先ほども述べましたが、5月の監査報告で監査委員は還流、還流というのは完全なこれ犯罪ですよ。生活保護受けている方がタクシー使って、そのお金をタクシー会社から回してもらう、この可能性がある、だから税務署に相談しなさいと。ところが、市長は議会答弁で何と答弁されたか。税務署に相談して、果たして何か結論が出ただろうか、私はそうは思わないと。八幡監査委員は税理士で、田村市長より税務署に関しては大先輩です。その監査委員であり、税務署関係の大先輩である監査委員が税務署の調査を行う必要があるというのを持論をもってそれを行わない。まさに全容解明する姿勢に欠けているのではないのでしょうか。

7点目、住民監査請求をすすめる会の2,000人を超える署名は辞職を求める声ではないというふうに述べています。住民監査請求の中身は、確かに辞職を求めるものではありません。しかし、市長の責任を、重い責任を求めるものであります。ですから、ここにその理由として入れさせていただきました。

問題解決能力に改善の見込みはないというのは、これまで述べてきたように税務署問題、気づいた日が逮捕の6日前だった問題、こういったことを市長は事件発覚後、前はこういうふうに言ったけれども、実はこういうふうになるようになったとか、そういうみずからの姿勢を変えられる様子が一度も私は見られていないので、このような問題解決能力に改善の見込みはないと書かせていた

できました。

○議長 清水議員、最後の1点、具体的な対案のお考えがあるのかというのが最後でした。

○清水議員 市長選の対案については、先ほども述べましたように私が考えるまでもなく、たくさん今既に人選が始まっているというふうに聞いています。何人の候補が立候補されるか私はわかりません。しかし、私がこの場でこの人がいいとかそんなことを言う立場には全くございません。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、何点か再質疑をさせていただきます。

第1の問題です。マスコミが客観的な事実を報道している、こう断定づける根拠は何なのでしょう。マスコミが報道したことは客観的な事実ということであれば、まだ裁判は始まったばかりであり、その金額等も確定している段階ではないというふうに思っています。その辺の調査をされた上でこうした金額について書かれるということであれば納得できるというふうに思うのですが、その辺の調査をなされたのかについてもお伺いしたいと思います。

次ですが、3番目に質疑した点ですが、2月以降第三者委員会で報告されたように速やかな行動をとらなかったこの事実だけで市長の不信任決議は成り立つというふうにおっしゃったと思うのですが、そういうふうにとめていいのか。その以前については、市長の責任についてどういうふうに考えていますかということについては答えられなかったのですけれども、その確認と、それ以前のことについては市長の責任をどういうふうに考えているのか。18年9月の時点で危機管理能力があればという話はされたことは知っていますが、これについてお伺いします。

次ですが、市長は隠ぺいともとれる、隠ぺいともとれるということはどういうふうに、隠ぺいともとれるということはやはりここには故意ということが、知っていてというふうに私は読まざるわけです。でも、提案者は故意とは言っていない。それでは、隠ぺいともとれるというのはどういうことを指すのかについてお伺いしたいと思います。

次ですが、市長が全容解明する姿勢に欠けていたことを税務署への依頼をしなかったということ挙げられていました。これだけで全容解明する姿勢のすべてに欠けていたと判断することが適正だと私は思いません。市長が第三者委員会の検証を依頼をしたり、全員協議会にきちんと出席し、答弁しているという、そういう姿勢が全容解明する姿勢の一つではないかということ私を私は質疑したのですが、これにはお答えがなかったのです、これについてもお答えをいただきたいというふうに思います。

あと、第三者委員会の報告との関係で答弁がなかったというふうに思うのですけれども、第三者委員会の報告では、繰り返しますが、市長の具体的な責任のとり方については触れられていません。しかし、提案者は、第三者委員会の報告は辞職を求めるものではないかというふうに提案者はとって、そういうふうに第7の理由を書かれていると思うのですが、第三者委員会の報告がそうだというふうに思う根拠についてお示しをいただきたいというふうに思います。

また、住民監査請求についての質疑についても、私はこの問題が市長や副市長、福祉事務所に責任がないなんて全く思いません。その責任も重いと思っています。しかし、辞職かどうかと

いう判断するときこの2,000人の住民監査請求について、ここの文章だけを読むとこの請求すべてが辞職を求めるものだというふうに私は思わさるわけですが、そうではない重いものだというふうに先ほどおっしゃいましたので、そういうふうに受けとめていいのかについてお伺いしたいと思います。

あと、私は提案者が信頼できる、託せれる、そういう新しい田村市長にかわる市長の人選が既に始まっていると、それは始まっているかどうか私は承知していませんが、ただ提案する方としてはそれなりの心づもりというのはあってしかるべきかなというふうに思うのですが、そういったことについても改めてお伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 まず、答弁する前に先ほど関藤議員への質疑に対して私抛出ということについて誤解を招く表現をしている可能性がありますので、はっきりと抛出制のことについて言い直したいのですが、抛出するかどうかということはあくまでも職員、また議員、OB、それぞれの任意によるものです。ですから、十分にどのように返済するのかということから始めて、そこから議論を開始して、しかし抛出制ということがたたき台となる、つまり税金の投入はあり得ない、この前提で抛出制ということをつたき台として十分な議論をして、皆さんの納得の中で決めていくと。ですから、市長がこうやれとか、そういうものではないということをつけ加えておきたいと思います。その方法については、いろいろと民主的な話し合いの方法については今私は具体的に述べる立場にありません。

窪之内議員の再質に対してですが、山口組系暴力団に1カ月15万円でしたか、計180万円上納したというのは報道では片倉ひとみ被告が語ったと。そういったものが起訴の内容に入って裁判になっているわけです。裁判確定しないと責任を問えないのかと、何かそういう事実として認定できないのかという、そういう考え方に私は立ちません。数ある中には最終的に間違いだったということが出てくるものもあると思いますが、ここまでやはりいろんなマスコミ、警察、本人の供述そろっているわけですから、これが事実でないという何らかの根拠が出ない限り、私はこれは事実認定できるのかなというふうに思います。

危機管理能力についても今回の事案だけでというふうに述べられましたが、これも挙げれば、今回の事案以外のことを挙げれば私は切りがないというふうに思いまして、あえて挙げておりません。私がこの今回の事案以外でということでは、やはり55歳の職員の方を突然採用されたと。そして、議会で全会派から異論が出て、驚かせたことについては謝罪いたしますと。この職員の方は、この3月末で59歳で退職されましたが、こういった突如として持論で何か行うことがいろんな危機を招くということ、また18年のいじめ問題、いじめ隠ぺい問題では市長はマスコミで報道されて一番最初にプレス空知に語った言葉は、印象的です。教育委員会の対応に問題はなかったのではないか、こういうご意見をなされました。こんなに全国から滝川市の隠ぺい体質が非難されているにもかかわらず問題がなかった、これもまた危機をキャッチする、把握する能力が私は問題があると。例を挙げさせていただきました。

それと、2月以降だけで不信任に値するのかと。私は値すると思っています。以前の問題、これ

からも説明をしていかなければなりません。しかし、それをまつ必要はないと思います。

次に、故意に云々という、隠ぺいということをご故意と断定しているかのように言われますが、私は、何度も申しますが、隠ぺいともとれる行動というふうに文章で書いておりますので、これはどう見ても日本語として隠ぺいともとれる行動、とれるですから、とらない人はとらないのですから。

(何事か言う声あり)

○清水議員 いえいえ、ですから、故意に断定、故意だと断定はしていないということをご文章から読み取ってください。

それと、なぜ隠ぺいともとれる行動をとったという表現をしたのか、その1つの例をここに挙げさせていただきました。あの監査報告書というのは、内部検証報告書で挙げた事実の7割方も書いているのです。ですから、内部検証報告書を昨年の5月に受け取ったのと同じなのです。ところが、市長、副市長、福祉事務所しかその内容を知らなかったら対処のしようがないではないですか。人事権を持っている、あるいは法規対策をする総務部長、総務課長知らなかったら、その人たちも能力使えないのではないのでしょうか。本当にとめる気があり、職員の問題解決の能力を最大限に活用しようと思ったら、この監査報告書は総務部長なり、会計管理者なりには見せるのが当然です。その当然のものを見せなかったというのは隠ぺいともとれる行動ではないのでしょうか。

6番目は、全容説明する姿勢の他の例を示せということですが、先ほど2つぐらい言いましたが、もっと出せということですか。

(何事か言う声あり)

○清水議員 違うということであればどういうことですか。

(「全容説明する姿勢がなかったら、第三者委員会の検証も依頼しないのではないかと」を言っている」と言う声あり)

○清水議員 全容説明する姿勢があるから第三者委員会をつくったと。これは、私はそういうふうには思いません。内部検証では不十分だということは、それは議会の一致でもありましたし、世論の大きな声を受けて、市長はあそこで第三者委員会をもしやらなければもっと早く辞任しなければならない立場になっていたのではないのでしょうか。それは、最低限のやるべきことであつたというふうに思います。

住民監査請求について重いものだと、あの住民監査請求をされたすすめる会の方々は辞職を求められたわけではありませんので、私は重いものだというふうに言うだけにとどめるしかありません。

最後に、また何か選挙の対案を示せというようなことを再度言われたようですが、先ほど申し上げましたようにいろんな立場の方がいろんなことで検討をされている問題です。

(「だから、提案者は何か思っているのかということを知っている。名前を出せなんて言っていない」と言う声あり)

○清水議員 いやいや、私は、たくさん、たくさんと言えかどうか分かりませんが、市長がもし辞職されれば選挙に出るといふ方何人が聞いておりますので、私も一市民として検討しないわけではありませんが、ここで何か表明しなければならぬ、しなければ不信任決議出せないということではないと考えますので、差し控えさせていただきます。

(「第三者委員会の報告と辞職の関係について答弁して……」と言う声あり)

○清水議員 第三者委員会は、市長について辞職すれなどとは一言も言っていません。しかし、今回の第三者委員会は、時間もないということを明確に述べておられます。ですから、市長の責任については約10行ほどの内容にとどまっています。ですから、この理由の中で書きました市長の責任に関することについては具体的に述べられていない。これは残念なことではありますが、第三者委員会の1月30日からこの短い期間であそこまで、いわゆる移送費という点に絞って解明された第三者委員会としてはあれが十分だったかなというふうに思います。ですから、やめろとは書いておりません。それは、私も同様であります。しかし、それを受けて、あの短い10行を受けて市長は一つの決断をする立場にあるわけですから、それでも辞意を表明しない市長に対し不信任案を出すということでもあります。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。井上議員。

○井上議員 新政会の井上でございます。私は、新政会を代表し、決議案第1号 滝川市長の不信任決議について否とする立場で討論をいたします。

この介護タクシーの事件に関しては、市長の責任、あるいは関係者の責任は重いと考えております。この問題については、我々新政会といたしましても厚生常任委員会あるいは本会議において本当に怒りを覚えて、厳しい追及をしましてまいりました。しかし、この件のみで市長を不信任にしているのかという問題がございます。私は、長い議員生活の中で田村市長とは職員時代より公私にわたって長くつき合っておりますけれども、基本的に田村市長は本当に正直な人です。そして、誠実で、市政発展に情熱を持った有能な行政マンであります。だから、市長に当選したわけでございますけれども、実は私は19年12月、この議会において田村市長にこの滝川市の財政問題を質疑をしたわけでございます。平成10年より18年までの間に、非常に厳しい財政状況の中で行財政改革を断行してきたのも田村市長でございます。その効果額は33億2,500万円であります。それで、今大変な夕張初め赤平等の財政の厳しい状況が新聞でも見受けられるわけでございますけれども、財政の健全化に資してきた、この基盤をつくり上げてきたのも、その先頭に立ったのも田村市長であります。国の言う財政健全化法における早期健全化基準についても、それをクリアして、この財政健全化を維持し、新しい病院を建てるこの財政基盤をつくり上げたのも田村市長であります。

そもそも不信任決議というものは、地方自治法の逐条解説によりますと、いずれも市民の直接選挙により選ばれた執行機関たる長と議決機関たる議会という市政2本柱の間に対立抗争が生じ、その均衡と調和が保たれなくなった場合、つまり行政運営が全く立ち行かなくなった場合の最後の手段として議会には長に対する不信任決議により長を失職させ得る権能を付与するとともに、長の側にもこれに対抗する手段として議会解散権を認めて、再び選挙を通じて住民の判定にゆだねることができることとしているものでございます。しかし、現在の状況は、果たして田村市長と我々市議会との間において深刻な対立抗争が生じていると言えるのでしょうか。また、これによって行政運

営が全く立ち行かなくなっている状態であるわけではないと思います。否であります。確かに滝川市役所は今回の件で何度となくマスコミ報道で報じられ、市民はこれを見るにつけ大いなる不安を抱き、また不信を募らせているのは事実であります。しかしながら、事件の検証の渦中にあっても、福祉灯油助成事業について対象者と想定されている市民に対して当初からいち早くはがきを送付し、申請漏れがないよう滞りなく事務は進められ、また4月からスタートした後期高齢者医療制度に当たっても保険証の未着などほとんどなく、再交付も10件に満たないという状況で、また今のところ保険料の誤り徴収、誤徴収ということも発生しておらず、窓口や電話での相談件数についてもふえてはいるものの現在のところ他市と比較してもスムーズに制度導入が図られていると聞き及んでおります。行政運営が全く立ち行かなくなるほどの混乱が生じている状況のない中で、市長の権限のすべてを否とする不信任決議を発動するということはいかがなものございでしょうか。議会が市長の不信任を議決するということは、議会として市長がその職にとどまろうとすることを完全に否定するものであります。この件とこの件について市長の提案を肯定するが、その一方で市長の不信任決議には賛成するというような軽いものではありません。すべてを全否定するものでございます。我々市議会議員は、不信任決議というものが市長の身分を失わせるに至る重大な効果を持つ行為であることをその認識を十分に持って行わなければならないものであります。この意味において、行政運営が全く立ち行かないほどの田村市長と議会の深刻な対立抗争がない中で不信任決議の提出はいささか強引、行き過ぎであると断ぜざるを得ないのであります。

決議案は、全国的な批判を受け、市の信用を失墜させ、市民の信頼を失ったこと、謙虚な姿勢の欠落と危機管理能力への問題、指揮監督権を発揮しなかったこと、妻の通院を問題視しなかったこと、隠ぺいともとれる行動をとったこと、全容解明する姿勢に欠けている、第三者委員会での厳しい指摘を受けても辞職する考えがないこと、損害賠償を求める世論が広がり、市民の怒りが限界に達していることが不信任の理由とされています。さらに、決議案にはまとめとして田村市長の責任は指揮監督権においても結果責任においても極めて重いとあります。確かに私も田村市長の負うべき責任は非常に重く考えております。また、田村市長のみずから議会の本会議における説明、答弁において指揮監督をする立場の市長として大きな責任があると何度も述べられております。しかしまた、責任ということには2つある。それは、行政上の責任と民事上の責任の2つであるということを経三再四にわたって述べられてきました。行政上の責任については、なぜこのような巨額の生活保護費が長期にわたって支出され続けたのか、どこに問題があり、どのような対応が必要だったのかということについてしっかり点検、検証し、その検証の結果に対する市長の、そして副市長以下関係職員のそれぞれの職責に応じた責任をとる、すなわち定めに従って厳正に処分を行うとおっしゃられてきたところであり、今回第三者委員会からの検証報告がなされたわけであり、これを受けて、いよいよ田村市長から行政上の責任について我々市議会議員に対してこれを問うという段階に至ったところだと考えております。この責任の軽重、重い軽いということは賛否両論があるかと思いますが、これについては決議案の採決後に上程を予定されております議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第1号）及び議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審議の場において議員個々が判断していくべき事項であると考えます。し

かしながら、田村市長は、行政上の責任とは別の民事上の責任というものが別に存在し、厚生労働省の判断により国庫負担金の返還が求められることになったときは、これについてどのような対応を図っていくのかということについての責任からも逃れるつもりはないと何度も繰り返し明言されているのでございます。このことからいっても田村市長は、前段、すなわち第1段における行政上の責任について今回果たそうとするものであり、田村市長自身のお考えからはいまだすべての責任を果たしたと考えているわけではないということが明らかであります。

責任という問題はなかなか難しいものでありまして、今回のような事件が発覚した場合に性急に間違いを犯したのだから市長は責任をとれ、やめてしまえなどといういさか乱暴な論議がなされているところであります。しかしながら、この段階において田村市長は責任をとってやめるということが我々市民にとって本当の意味でいいことなのかどうかでございませう。結果として間違いを犯してしまったということにすぐにやめてしまうということは一番簡単な選択であります。一見潔い選択とは思えます。しかし、真に責任ということの重大性を知る者にとっては、たとえみずから一見その役職にしがみついているかのように感じる人がいたとしても、本来果たすべき責任を全うすることが重要だと考えております。恐らく本人は、これまでも進むも地獄、退くも地獄との心境の中でみずから行政上の責任と民事上の責任の2つの責任を果たすべく自分を奮い立たせ、事件の検証、再発防止策の策定の陣頭に立たれ、これを指揮しておられたのではないかと推察をいたします。このイバラの道を歩む決断をされた田村市長を我々市民は選挙において選んだわけですから、我々の代表である田村市長が再三再四言われ続けられているこの2つの責任を果たすことを見守る義務があるのではないのでしょうか。このことから我々新政会は、田村市長を不信任とする決議案に対して否とするものであります。

さらに、決議案においては、田村市長の問題解決能力に改善の見込みがなく、今後の全容解明と責任問題に対する指導力がないと断じています。しかしながら、事件発覚後田村市長はこれまでの内部委員会での確認、検証、第三者委員会での点検、検証を粛々と進め、同時に並行して内部のシステム改革のための組織において改革プランを取りまとめ、今まさにこれを取り組み始めようとしているところであります。いまだ取り組んでいないことに対していきなり改善の見込みなく、指導力がないと断ずるのはいさか乱暴に過ぎ、我々はこの改革プランの進捗状況について今後注視していきながら、その評価をすべきと考えております。先般の市民ホールにおけるこの問題での田村市長の発言にもありましたけれども、最後のチャンスをいただきたいと言っていたわけでありませう。改革のチャンスをいただきたいと言われていたところであります。

以上のことから、我々新政会は田村市長に対する不信任決議案についてはいさか性急かつ乱暴に過ぎ、田村市長が言うところの信頼回復のための市役所改革プランの進捗状況と第2の責任である民事上の責任の果たし方を確認した上で初めて論議の俎上に上るべきものであることを判断し、不信任決議案については否とすることとし、討論とさせていただきます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎でございます。たくさんの傍聴の市民の皆様、大変ご苦勞さまでございます。私も実は提案者の一人であります。私は、決議案第1号 滝川市長の不信任決議

案に対して可とする立場で討論をいたしたいと思います。

市長の期待しておりました第三者委員会の最終報告は、片倉被告に支給はやむを得なかった、ということで結論づけましたさきの内部検証委員会の報告を否定したのでございます。報告書冒頭の滝川市民の平均年収が400万円弱という中、約2年間にわたり総額約3億9,000万円という巨額を支給し続けたことは、生活保護行政上他に例がないと批判されました。ほかに例がない不祥事は、不信任に当たると考えるのでございます。市長の責任の重さを問う不信任決議が上程される前に事の重大さを判断し、みずから身を引くという潔さを感じられないわけでありまして。今大多数の市民の皆さんは、市長のきれいな身の引き方をかたずをのんで見守っていました。ところが、結論が出て引責辞任どころか今後の対応に責任を持つから、減給の処分ですら許してもらいたいということになると思います。そして、次に職員の処分はご自分より重い停職処分が予定されているわけでありまして。こんな我が身かわいい処分がまかり通ると思っているのでしょうか。

一昨日から私は街頭宣伝でマイクを握って、市民の皆さんとともに語りかけてまいりました。そうだとって叫んでくださる方、そして拍手で応じていただける人、いかに今回の事件に不満を持っている市民の方々が多いということがうかがえます。また、報告書では行政の信頼を損ねたことを謙虚に反省すべきだと批判されていますが、行政の信頼を損ねた首長は謙虚に去るべきと思っ

ている、こういうふうにして解釈するのと同じであります。今田村市長みずからの謙虚さとは何でしょうか。謙虚に反省し、再発を防止して信頼回復に努めたいとは何回も聞いてまいりました。それならば、議会の厚生常任委員会における福祉事務所の各係にも申し上げたい。一体こうした係の方々、部長に対しても係も指導がなっていないと思うのであります。例えば札幌の関係医師は実は両手以上と言われてはいますが、それならばどうして最初から発表しないのでございましょうか。3人だ、5人だ、8人だ、10人だと、だんだん、だんだん追及されてやっと質疑に答えて、本当に両手以上になったわけでありまして。会計検査院の監査は特別な監査でしょうと聞けば、いいえ、通常の監査ですとは係の答弁であります。こんなふまじめな職員が厚生常任委員会で答弁しているの

であります。それは、田村市長そのものではないですか。滝川生まれの滝川育ち、その結果が職員に甘く、相談もされずにどんどん、どんどんと暴力団に介護タクシー代を支給し続ける市役所体制をつくったのも田村市長であります。

そして、何より今滝川市民が悩んでいることの一つに、全国の知人、友人、親戚の方々に滝川市民だと胸を張って言えないことのつらさ、これが挙げられております。市民集会を主催した私に電話やお手紙が来ます。励ましの言葉とともに、滝川市にはそんなお金があるのですかと必ず問われます。私は、冗談ではございません、400億円の古い借金を返済中と申し上げますと余りにもびっくりされるわけでありまして。このように余りにも行政がちぐはぐ過ぎる滝川市の市政をまじめに変えていかねばなりません。平成18年9月までは、福祉事務所や会計責任者に問題があり、責任は重大だと思っております。しかし、監査委員の田村勇議員から市長の耳に入ってから、その責任は絶対的だと思うのであります。そこからの責任は重大であり、3カ月の減給に続いて1カ月の減給、はたまた今予定されております8カ月の減給で当座をしのぐという手法は市民を愚弄するものと考え、強く批判をいたしたいと思っております。私は、3月の議会でもし国、つまり厚生労働省からの返還

金が求められ、その返還のめどがついた段階でみずから身を引くことと申し上げましたが、これほどの事件にかかわらず責任の認識がない市長は即刻辞職していただいて、次の市長が返還のめどを立てていくことではないでしょうか。つまりこのような責任感の希薄さは、次の返還金問題でも責任の果たし方が判断つくのでございます。

今でも市長は、片倉被告が悪い、福祉事務所は市長にかわっての権限があるから任せていた、だから私は悪くない、今でも思っているのかもしれませんが。当初は前居林部長も副市長も適正な業務と発言していました。当然市長も同じ認識だったと思いますが、これは厚生常任委員会、マスコミ、市民、国民、厚生労働省の総批判を浴び、今日に至っているわけでございます。夫に続きまして片倉ひとみ被告が参入してきたのが平成18年10月でございます。少女のいじめによる自殺事件で大揺れの滝川市の弱みにしっかりと取りついて、電話一本で支給開始はまさに生活保護法第28条違反そのものではありませんか。弱り目にたたり目になった片倉ひとみ被告参入であり、この妻には滝川市立病院の嘱託医がその存在を知らなかったことなど、まだまだ解明されていないことばかりでございます。

さて、今回の第三者委員会について弁護士さんが加わっていたのでありますが、法的なことに触れないということではありますが、結論の時期を限定したために仕方がなかったかもしれませんが、地方自治や行政は法律で動いているのであります。法的なことに触れないで、地方自治がおさまるはずがないのであります。生活保護法、横領、背任罪など大切なことをすっぱりと抜かして、市長の直接的な責任には言及しませんでした。私のモチーフとしての生活保護法第28条違反、またはその第28条の瑕疵について私は最初から指摘し、こだわり続けております。今後福祉事務所の動きと被告に対する接遇、検診関係の病院との接触など、ことごとく生活保護法第28条違反、または瑕疵のおそれは累々として残っているわけでありまして。生活保護法第28条は、滝川市と善良な市民のためにあるのであります。したがって、今後滝川市と市長はこの生活保護法第28条の不誠実な執行が白日にさらされ、その処遇が余りにもずさんであったことが明白になると信じるものであります。

また、第三者委員会が触れていない19年度の生活保護費の中での事務所払い、つまり移送費1億1,340万円の責任についてでございます。これが背任の責任についてでございますが、さきの本会議でも申し上げましたが、市長は背任を強く否定しております。しかし、背任でいえば滝川市に損害を与えたのは片倉被告とともに滝川市職員、市長などの責任が除外されるものではないのであります。市長が答弁で否定すれば、それで済むというものではありません。滝川市はだまされていたという見解でありまして、冗談ではありません。プロの事務職員が片倉被告のために18年度にだまされた介護タクシー代に見合うように19年度の新年度でその予算に生活保護費の中の事務所払い、つまり移送費、介護タクシー代であります、これが1億1,340万円の予算化をしていたことはもう隠ぺいすることのできない事実であり、そのことは福祉事務所の職員が片倉被告の不正を、実態をわかりつつ国や北海道、滝川市に損害を与えても暴力団とのトラブルが面倒であり、仕方がないのではないかという認識があったとすれば、これはまさに未必に故意であります。先ほど関藤議員から故意による過失はないということではありますが、私は未必の故意を声を大きくして

今叫んでおきます。しっかりと背任罪が成り立ち、市長等の幹部は特別背任罪に該当すると思うのであります。しかし、刑事罰は逃れるわけでありますから、そこにこそ行政罰によって市長みずから律しなければならない課題が存在するわけであります。しかし、このようなみずからの責任を覆い隠し、減給で逃れようとするのは許されるわけではありません。責任はますます大きいと思います。それは、再び国の制度を揺るがせた市長の責任は重いと思うのであります。厚生労働省が4月からの介護タクシーの使用制限を打ち出し、説明会や文書で徹底しつつあります。滝川発国の制度の変更、つまり介護タクシーは離島や災害現場からに限られ、都市部ではほとんど使えない、こういう制度になるおそれがあるわけであります。これに対して田村市長は時代に合った改定ではないか、改悪ではないという見解であります。現在利用して助かっている人の気持ちを理解しない冷血首長ではないでしょうか。

さらには、市民との対話のない市長のもとでやっ和本日6時30分から市民説明会を開くといいますが、今まで5カ月の間市民を蚊帳の外に置いてきた責任を一気に負わなければいけない情勢だと考えられます。事件結果だけを聞かされる市民は、市長を許さないと思います。みずから辞任の発表を早い時期に発表し、それから返還金のめどをつけ、協力していただくことであります。事件と疑惑まみれの現市長を市民は信用しておりません。市民の信頼を失った首長が行う施策は、市民にとって不幸の政治と映ります。今となっては市民の心と乖離した田村市長の行く末は市民の心が決めることになると思います。しかし、その前に議会で不信任案を可決し、市長辞任を促すことが今最善の方法であることを私は発言し、市長不信任案に賛成の討論といたしたいと思います。

○議長 三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、決議案第1号 滝川市長の不信任決議案に反対の立場で討論いたします。

このたびの滝川市生活保護費詐取事件は、市民の常識では到底考えられない巨額の詐欺事件へと発展してしまいました。そのことで滝川の信用失墜と行政への不信と怒りを増幅させてしまったことに対し、私たち公明党は市民の皆さんと同じく強い憤りを感じているところでございます。先ごろ本年1月から始まった生活保護詐欺事件の第三者検証委員会の最終報告において、約2年間にわたり総額2億3,900万円の巨額な支出を続けたことは、生活保護行政上他に例を見ないものであり、滝川市が全国に対し著しく行政に対する信頼を損ねる結果を招いたことについては謙虚に反省すべきであると第三者検証委員会はしております。また、市長、副市長に対しても結果的にこれだけ多額の公金が詐取され、行政の信用を著しく失墜することになった責任は問われるところであるとしております。

また、これらのことと同時に再発防止に向けて大きく4点にわたり提言もされております。1つ目には、あらゆる事象に対する職員の即時対応能力の向上、2つ目には職員を管理監督する管理職の意識の改革、3つ目には公金、血税の取り扱いに対する公務員意識の改革、そして最後に行政組織全体としての組織的な危機管理能力の向上、私はまさにこれらの改革を今進めることが急務であると考えております。昨今国政の場において何か問題が発生した場合、その根本原因を解決することなく辞任論で糾弾し、そのことが解決策であるような風潮があります。市民の皆さんは、果たし

てそれでよろしいのでしょうか。私たち大人は、子供にとって範となる存在として映っているのでしょうか。私たち大人は、次世代を担う子供たちにもっとほかに果たすべき責任があるのではないのでしょうか。子供たちにとって完璧な大人ではなくても、みずからの非を率直に認め、失敗をうやむやにしないで、挽回策を建設的に考えたりする大人が手本となるのではないのでしょうか。今滝川市にとっての最善策は、本市が抱える諸課題について市民と行政がしっかりとスクラムを組んで取り組むことを優先しなければならないと私は考えております。今こそ行政と市民がこの難局を乗り越えて、滝川再生、市民が希望を持ち、市民が誇りを持てるふるさとにしていきたいと私は考えております。田村市長におかれましては、今回の詐欺事件に対し大いに反省していただくことはもちろんですが、1万2,913票を投じてくれた市民の負託に今こそこたえなければならないという使命があるのです。そして、あなたが責任を果たすということは、支えてくれた市民とともに歩み、市民とともに語らう中で滝川再生のための道を歩み続けることだと思っております。滝川の未来を担う子供たちは、必ず、必ずわかってくれるはずです。したがって、公明党はこの決議案を否といたします。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。私は、日本共産党を代表いたしまして、決議案第1号 滝川市長の不信任決議に賛成の立場で討論を行います。

最初に申し上げておきたいのが私どもが本決議案の提出を判断したのは、条例案が発表された後のことでもあります。当然こうした不信任案を提出するわけでありますから、熟慮にも熟慮を重ねた上での判断であります。以下、滝川市長として信任に値しない理由を述べたいと思います。

第1に、市長の責任は極めて重く、辞任以外に責任のとり方はないということでもあります。第三者委員会の報告書でも指摘されているとおり、市長が知っていてとめなかったことは重大です。市長は、今思えば緊張感を持ってやるべきだったと全員協議会等で述べられていますが、見抜くチャンスが山ほどあったではありませんか。犯罪性に気づいたのは逮捕のわずか6日前と述べられていることにだれが納得するのでしょうか。問題となった時点で具体的な指示を行わなかったことに弁解の余地は全くありません。市長の指揮監督責任は重大です。また、厚生労働省や会計検査院などから滝川市の返還金額が決まっていな以上責任の重さが決まっていなとの声がありますが、お金を返せばいいというものではありません。金額の多少にかかわらず、市長みずから負担するのはあくまで当然のことです。辞任した上で返していただかなければなりません。

第2に、現田村市政のもとでは全容解明は望めないということでもあります。事件について市長はみずから全く語ろうとはしていません。それどころか真相解明のブレーキ役となっている現状です。市長は、片倉被告と会ったことは全くない、このように議会等で述べ続けてきました。しかし、3月5日の記者会見において実は助役時代に会ったことがあると発言を180度転換しています。あれほど個性的な被告と会ったことについて失念していたとすれば、意図的にみずからの関与を薄めて事件を隠ぺいしようとする姿勢がそうさせたことは明白であります。また、第三者委員会が報告書を提出し、事件の全容の半分近くが解明されようとしています。この第三者委員会設置も内部検証委員会の報告が余りにも身内に甘い内容であり、世論に押され、設置せざるを得なかったもの

ではありませんか。真相解明にふたをして、だまされていた、落ち度はないと言い続ける田村市長には即刻滝川市政から退場していただくべきではありませんか。

第3に、市民だけではなく、国民も交えての大きな怒りが沸騰しているということでもあります。新聞やテレビなどマスコミは連日のように報道を繰り返しています。市民団体が行った生活保護不正受給問題住民監査請求では、2,163人も監査請求人が集まる結果となりました。また、本事件がきっかけとなった移送費改悪も全国の生活保護制度利用者に不便をかけることとなります。しかし、市長は何と述べているのでしょうか。このことについて制度に不備があれば改正されるのは当然、こんなことを述べているのです。皆さん、これほど冷たい発言があるのでしょうか。今制度を利用されている方が、後ほど決議案第2号として審議されますけれども、自分の自治体以外の病院に原則としてかかれなくなるおそれがある。これほど大変な事態であるのに改正されるのは当然と言い切ってしまう。これが田村市政の本質ではありませんか。本来ならば全国民に迷惑をかけて申しわけないとわびるべきではありませんか。

以上、これほど滝川市民の信頼を大きく失墜させた田村市長にもはや市長の資格はありません。信任には全く当たらないことを述べて討論いたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。決議案第1号 滝川市長の不信任決議を否とする立場で討論を行います。

前段行った新政会を代表した井上議員の反対討論が反対理由を克明に話されました。私は、その反対討論を支持することをまず前段述べさせていただき、私の討論を行いたいと思います。

第1に、私は、第三者委員会の報告書にあるとおり市長は行政全般を指揮監督する最高責任者であり、行政の信用を著しく失墜することになった責任は極めて重いということは間違いありません。また、市長は、この重大な結果に匹敵する結果責任をとるとともに、多数の市民に納得される責任をとる必要があると考えます。

第2に、生活保護詐欺事件は、片倉勝彦、ひとみ夫婦とタクシー会社役員の共謀詐欺事件であり、市長みずからが犯罪に加担したり、市民を裏切る行為を行ったわけではないこと、しかし犯罪を未然に防ぐことができなかつただけでなく、市民感覚では理解できないような支出が続けられ、犯罪を長期化させたことの市長の責任については厳しく問われなければなりません。

第3に、提案者が言うように市民の怒りや不信が渦巻いているのは事実であり、住民監査請求の人数にもそれはあらわれています。しかし、住民監査請求人を初め市民の大多数が市長を不信任としてその辞職を求めているという根拠は示されませんでした。

総合判断として、第三者委員会の報告のように故意ではないにしても市長としてやるべきことをやっていなかったことは決議案の指摘のとおりであり、その結果責任を果たすべきことについても異論はありません。しかし、決議案の言うように市長としての姿勢や資質や能力をこれまでも、また将来においても全面否定し、改善の見込みがないと決めつけ、不信任とすることに私は同意できません。私は、完璧な人間ではありません。試行錯誤の繰り返しの日々です。あのときこうすべきだったと反省することもしばしばです。今回の事件についても議員としての責任を感じているとこ

ろです。市長は、事件を総括し、組織のあり方、自身のあり方を見詰めるとともにみずからの責任をとる、そしてそこから教訓や解決策をはっきりさせ、改革しようとする姿勢を示しています。この再生にかける決意と実行を認めるべきではないでしょうか。

最後に、私は田村市政には是々非々の立場をとってきました。今後もその立場を堅持し、しっかり市政をチェックするとともに、議員の立場で滝川市民の信頼回復と滝川再生に努力する決意を述べ、討論とします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結をいたします。

これより決議案第1号を起立により採決をいたします。

市長不信任の議決につきましては、地方自治法第178条の規定により議員数の3分の2以上の者が出席をし、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。出席議員数は18人であり、議員数の3分の2以上であります。また、その4分の3は14人に当たります。

では、採決をします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 ただいまの起立者は4分の3に達しておりません。

よって、決議案第1号は否決されました。

では、この辺で休憩にしたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩をいたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時00分

○議 長 では、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第7 議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算(第1号)

議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算(第1号)、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程いただきました滝川市一般会計補正予算(第1号)及び特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、初めに私から提案理由をご説明申し上げ、その後詳細なご説明をさせていただきたいと存じます。

このたびの生活保護費詐欺事件におきまして長期にわたり巨額の生活保護費を支出し、行政の信頼を大きく揺るがしたことは、市民の皆様の負託にこたえ、市政を執行する立場にある市長として重い責任を痛感するとともに心からおわびを申し上げます。先ほど不信任決議案の審議に当たりま

して討論いただきましたこと、また市民の皆様の不安、不信あるいは怒りというものを深く心に刻んで事件への対応、再発防止、信頼回復、そして損害への対応をリーダーシップを発揮して職員とともに行政執行に当たってまいります。

第三者委員会からご承知のように過日検証報告を受けました。調査期間に制約のある中で献身的に検証していただきまして、問題の厳しい指摘と再発防止に向けての提言を賜りました。委員各位のご協力に議会を通じて感謝を申し上げる次第であります。第三者委員会の報告を受けて、市長、副市長の実質的な処分として給与月額を減ずる条例とあわせて補正予算を提出するものでございます。市長は指揮監督権、副市長は監督権を有する者として職責を十分果たしていなかったことにより、結果として多額の公金が詐取され、行政への信頼を著しく失墜させたことに対する責任として提案する議案でございます。今後生活保護法上の判断が進んでまいります。国への返還が求められるのだとしたら、その時期は今必ずしも明確ではありませんけれども、本年12月と想定して、市長の処分の期間を12月までとして提案するものであります。行政的な責任とともに民事的な責任もあるということを背景に持ってご提案を申し上げる次第であります。

市政に対する信頼を著しく失墜させたことを謙虚に反省をし、再発防止と信頼回復に職員と一丸となって全力を尽くしてまいります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 副市長。

○副市長 議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う特別職給与等の減額によるものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ796万2,000円を減額し、予算の総額を195億5,703万8,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。13款1項1目職員費について、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴い796万2,000円の減額補正をしたいとするものでございます。市長の給与等につきまして今議会に上程しております議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る8カ月分の給料減額50パーセント及び平成19年度第4回市議会定例会において議決いただいた条例改正に伴う減額のうち、平成20年度予算に係る平成20年4月分の給料減額50パーセント、合わせて給料減額50パーセント9カ月分285万4,000円、6月期及び12月期に係る期末手当減額148万2,000円、これに伴う共済費の減額153万4,000円、副市長の給与等につきまして給料減額の30パーセント6カ月分110万5,000円、6月期分の期末手当の減額41万1,000円、これに係る共済費の減額57万6,000円、合計で796万2,000円を減額したいとするものでございます。

以上、歳出合計で796万2,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。20款1項1目繰越金796万2,000円の減額は、補正に伴う一般財源の減額について繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で796万2,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 総務部長。

○総務部長 議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本条例の改正の趣旨につきましては、ただいま市長からご説明申し上げましたので、私からは改正内容につきまして議案第2号参考資料の新旧対照表でご説明を申し上げたいと思います。お開きを願います。

附則第3項におきましては、見出しを平成20年1月から12月までの間の市長の給料月額に関する特例措置とし、市長の給料月額の減額期間を現行の4月までからさらに8カ月間延長し、平成20年12月までとする規定でございます。

次に、新たな規定として、附則第4項におきまして見出しを平成20年5月から10月までの間の副市長の給料月額に関する特例措置といたしまして、副市長の給料月額の100分の30を6カ月間減額したいとする規定でございます。

なお、附則でございますが、この条例は、平成20年5月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 市民クラブの荒木でございます。大きく2点についてお伺いをいたします。

まず、市長にお伺いしますが、昨年11月の臨時議会の中で私は今回の事件において市役所組織の中でだれが一番責任が重いであろうかということを質疑させていただき、市長はみずからが一番重いと答弁をされております。今回第三者委員会の調査報告がなされました。その現時点において全く同じ質疑を再度させていただきたいというふうに思います。市役所組織の中でだれが一番責任が重いと思われるかをお伺いいたします。

それから、総務部長にお伺いをしますが、私は懲戒審査委員会がもう終わり、市長に答申をしていると聞いておりますが、それが事実かどうか。それと、関係職員の結果懲戒処分がどのような中身になったかをこの場でお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長 長 市長。

○市長 これまでも私は最終責任は私にあるというふうに申し上げてまいりました。最終責任は市長にあります。そして、その重みも重いものがあるということはこれまでも申し上げてきたとおりであります。その責任は行政上の責任とともに、やはりどういう形かは別にして民事的な責任

も果たさなくてはいけない、その双方で重いものがあるというふうに思っております。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2点目の関係でございますけれども、答申に向けて今手続中という段階でございます。さらに、その中身についてでございますけれども、職員に対する処分の関係でございますけれども、第三者委員会からの検証報告を受けまして、指摘されたその問題点を1つずつ審査会議で審議しております。特に組織としての対応を重視しての指摘と受けとめておりますので、その点を重視して審議しております。それで、具体的な量定、中身については、今回提案をしております議案の決定を見て、市長として、任命権者として職員の処分発令、決定を行うということでありまして、この場においては差し控えさせていただきます。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 今懲戒審査の処分について最終的なものはこれからだというふうに私は受けとめました。では、質疑を変えますが、今回のこの議案についての結果次第で、今の恐らくたたき台となっている原案が変更になる可能性があるのかどうかを再度お伺いします。

○議 長 市長。

○市長 職員の行政処分、それから特別職、今回の場合は市長、副市長でありますけれども、これは処分という概念がないわけでありまして。したがって、実質的な処分ということになってまいります。私は、この2つは基本的には分けて考えなくてはならないと、処分という概念が基本的に特別職にはないわけでありまして。みずからをさらに戒めなくてはならないということが背景にありますけれども、基本的には分けて考えられるべきだというふうに思いますけれども、それでは全く無関係かというところではないと。したがって、先ほど来申し上げておりますように市長及び副市長の処分が決まった段階で、その判断をするという因果関係も一部あるというふうに思います。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 これが再々質疑ですから最後になるというふうに思います。そのことに関する私の考え方は討論で申し上げたいというふうに思いますが、1点だけ、最初に市長が答弁をされたこれはあくまでも行政責任なのだ、民事の責任を負う可能性もあると、こういうふうにおっしゃられました。それは、この市長、副市長の特別職と、それから職員の処分との関係の面でおっしゃられたのかもしれませんが、それをもし言われるのであれば私は職員の民事責任も問われる可能性がないわけではないというふうに思います。ですから、その最終的なもし可能性がある民事の責任については、市長、副市長以外は負うことがないという想定をされているのかどうか、それだけ伺います。

○議 長 市長。

○市長 今住民監査請求が進んでいるところでありまして、この結果がどうなるのかということによって展開は全く変わるというふうに思います。しかし、私はそれはそういう動きとして、動向として、民事責任ということをお願いしているわけではございません。民事的責任ということをお願いしているわけでありまして。それは、税を使わないでもし返還金が求められた場合にはその補填をしていくと。それは、民事責任そのもので果たすということではなくて、民事的な責任もあると

いうことで自主返還の道を考えていくと。そしてまた一方、返還請求も法的措置をとって求めていくと。つまりトータルとして税を投入しない、市民の税金を投入しないと、そういう道の一つとして民事的責任ということを申し上げているわけでありませう。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、市民の声連合の渡辺精郎ですが、3点ほどにわたりまして、ただいまの荒木議員と重複するところが少しあるのですが、よろしくお願ひします。

まず、1点目でございますが、先ほどの午前中で不信任案は否決されたわけでありませうけれども、市民のこれは度合い、今晚もわかると思ひますが、ひとつ市長のご自分のそういう処遇を考えると、この信頼の度合い、これを現時点で、難しいかもしれませうが、一応の数値で、パーセントでも結構ですから、そんなことでちょっと予想をしていただければ、そうしますとこの議案のこの議会の関係とその数値が後でしっかりと精査できますので、よろしくお願ひします。

2つ目は、ちょっと荒木議員と関連があるのでありますが、市長、副市長の懲戒の処分というのが嫌であれば処遇で結構ですが、その用語はどちらでもいいのですが、その提案がなされているわけでありませうが、予想される次の職員の処分のほうは専決処分だからというふうなことで後で報告ということになると思ひるので、したがってきょうはちょっとかみ合わないかもしれませうが、仮に停職の処分というものがどなたかにあるとすれば、そうすれば特別職の処遇なり、処分というのとその部課職員の停職、例えばです、例えば処分の中で停職というものがあるとすれば、これは何か逆転をされていないかなと思ひのですが、それについての感想で結構です、述べてください。

3つ目、これは第三者委員会の報告書の中に組織的な対応が不十分とかその他午前中討論しましたような全国に対して著しく行政に対して信頼を損ねたその結果を招いたことは謙虚に反省すべき、こういうことでございます。午前中も申し上げましたが、他に例のない不祥事の責任を8カ月の減給でおさめようとする心情なり、理由なり、つまり他に例を見ない不祥事であれば他に例を見ないような処分、処遇がこれが適当でないかと例えば考えるわけです。そのことについてその心情なり、理由、これをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上、3点でございます。お願ひします。

○議長 市長。

○市長 市長の信頼の度合いは、ぜひとも渡辺議員から直接情報をいただきたいというふうに思ひます。しかし、市民の皆さん方の先ほど申し上げました不安、不信、怒りというものを十分心に刻んで今後の対応を進めてまいりたいというふうに思ひます。

一般職員と特別職の職にある者の処分、この違いということについてでありますけれども、今処分の内容を明らかにすることは差し控えさせていただきますけれども、仮に停職ということになった場合に一定期間職員の職を奪うということになるわけでありませうし、一方市長の提案は職は奪わないと、だけれども減給だと、軽いのではないかとこの思ひがあることは質疑の意味としてはわかります。市長の実質的なみずからの処分は、辞任か減給かであります。私は、今回の提案において減給という道を提案をさせていただいたわけでありませう。そしてまた、今後の責任を十分果たしていかなくてはいけないという立場にあるというふうにも思ひております。かつまた、先ほどもご説

明申し上げましたけれども、不信任決議案の決議の結果というものも十分踏まえて、かみしめながら、今回の提案もまたご審議を賜りたいというふうに思っているところであります。

ほかに例のない不祥事ということでもあります。したがって、トータルな面で、今回のみずからへの実質的な行政処分も含めてトータルな意味で例のない対応をしないといけないというふうに思っております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、再質のほうは結構でございますが、そこで1つだけ、仮に停職というのと特別職処遇との間のこれはどこから見ても後々まで停職と減給と、こうなったらやっぱりおかしいと私はここで申し上げておきたいと思います。つまり、専決事項ですから後で結構ですが、そういう停職が例えばあるとすれば特別職は減給ではなくて、やはりみずから先ほどからの辞職、辞任、こういうことを申し上げて、終わりたいと思います。

○議 長 質疑ですか。渡辺議員、質疑で……。

○渡辺議員 ありません。

○議 長 でも……これに対して答えございますか。どうぞ。

○総務部長 先ほどのご質疑の中で、職員の予想される処分は専決処分で後ほど報告あるというような趣旨のご質疑でございましたけれども、処分はあくまでも任命権者である市長が決定するというので、専決処分云々ということではないと。ただ、これについては、処分を決定した場合はその処分の公表基準に基づいてきちっと公表していくという考え方でございますので、よろしく願いいたします。

○議 長 渡辺議員、再質疑につきましては、自分の意見の言いつ放しで、それで終わるという形にはなりません。ですから、必ず質疑をしていただきたいと思っておりますし、今回のことにつきまして答弁がございましたら答弁をもらいます。ありますか。なければ……ご留意ください。

酒井議員。

○酒井議員 私からは、5点にわたりまして質疑を行いたいというふうに思っております。

まず、第1点目といたしまして、今回の処分につきましてみずから8カ月延長するという処分を出されたわけでございますけれども、まずこの8カ月の減給だけで済むのかという問題がございます。他に責任のとり方はないのかという問題でございます。先ほど来市長は、責任のとり方といたしまして市長は辞任か、もしくは減給処分しかないと言いました。それ以外の賠償方法といたしまして、民事的な方法ということで申し上げておりました。このことについて、8カ月の減給についてご自身は重いというふうにお考えでしょうか。率直にお伺いします。

2点目でございます。第三者委員会の報告書によりますと、市長、副市長のかかわりとその対応につきまして書かれております。その中では、具体的な情報を得たら速やかに行動を起こすべきであり、報告を受けるだけにとどまらずみずから具体的な調査を指示すべきであったというふうに指摘をされております。ここでどのような具体的な対応を行うべきだったというふうにお考えでしょうか。これについてもお伺いします。

3点目であります。同様に第三者委員会の報告書、この中では法令上の責任は避けたわけであり

ます。その理由といたしまして、時期的なものですとか市民的な目線でということ、その点については理解するものでございます。それでは、市長としてこの法令上の責任についてどのように説明していくおつもりなのか、これについてお伺いします。

4点目でございます。それでは、民事的な責任のとり方とは一体何だろうかということでありま。これまでの議会答弁、委員会答弁の中でも、仮に返還命令が来た場合には民事的な責任を逃れるつもりは全くないと。その際に税の投入などは全く考えていないというような趣旨でご発言をされていたというふうに思うのですけれども、いまだかつて民事的な責任のとり方ということについて具体的なものというものは出されていないというふうに思うのです。そろそろ市長自身のお考えについて示す時期ではないかというふうに思うのですが、この点についてお伺い申し上げます。

最後、5点目であります。今後の検証についてであります。第三者委員会での報告書の中では、移送費に限りまして具体的な検証が市民的な目線でなされたというふうに思っております。それでは、市長みずからの検証はどうだろうか。この点については、責任はあるというふうには述べられておりますけれども、これまでの議会、また委員会等でも市長みずからの検証についてというのは私は率直に言って不足しているのではないかなというふうに思います。ここは市長みずから自分で行ったことについては検証を行っていくという考え、またその考えについての取り組みについてどのようにお考えになっているのかお伺いします。

以上であります。

○議長 市長。

○市長 市長の責任は重いということを申し上げました。そのことを背景にして、今回の提案を申し上げているところであります。したがって、市長としては適正な提案という認識はありますけれども、しかし先ほども提案理由のところでも申し上げておりましたように、12月としたのは仮に生活保護法上の問題が指摘をされて、そして国費の返還命令が来るとしたら、一つのポイントとして12月という時期があるのではないかと。したがって、それまでの間の市長についてはみずからの間の処分であると、実質的処分であるということを申し上げたわけでありまして。したがって、仮にこの時期が延びていけば、これはまた議会のご審議いただかなかつたらなりませんけれども、それを延長するという選択肢も市長としては考えて議会にお諮りをしなくてはならないことだというふうに思っております。

どのような具体的責任があるのかということでございますが、第三者検証委員会では具体的に市長責任についてこれこれという指摘はございませんけれども、私はあの文面において果たすべき役割を十分果たしていなかったということと具体的な情報が入ったときに市長は直ちに行動を起こすべきだという点については深く反省をしているところであります。したがって、特に5月以降における市長の指示は行っておりますけれども、この指示ではなくて、具体的に市長みずから行動を起こして、問題解決に当たるべきだと、トップが直接当たるべきであったというふうに思っております。

法的な責任ということですが、生活保護法上の問題と。これは、第三者委員会の中でなかなか議論が難しいことではないでしょうか。それは、したがって第三者委員会も時間があるかない

かということとは別に、そういうのはやはり生活保護法上の判断というのは国で行われるべきであるということの背景があるのではないのでしょうか。そして、詐欺事件そのものについては、やっぱり裁判において解明されるべきであると、こういう第三者委員会のご判断は私は納得できるものではないかというふうに思います。生活保護法については、これから会計検査院及び厚生労働省によって判断が進んでいくわけであります。内部の検証委員会においてもあの最終結論、内部における最終結論においていろいろご批判をいただきましたけれども、しかし具体的な数々の書類等の不備について具体的には提案しているわけで、問題を指摘しているわけであります。そういう面では、やっぱり内部検証委員会の検証結果というのも問題点については第三者委員会もこういう問題は明らかになったということで追認をさせていただいている部分もあるわけであります。

民事的責任ということではありますが、具体的にどういう形でとるのかということですが、これは滝川市長としての報告書を作成させていただきますということをこれまでも申し上げさせていただきました。本議会終了後、直ちに報告書については成案として議員の皆さん方に配付をさせていただきますし、市民の皆さん方にもきょうご説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、その中で明らかにしてまいります。その一部は、ご質疑に議会での、全体協議会だったですか、お答えしている部分があるというふうに思いますけれども、国への返還金、最終的に市税を投入しないということを表明させていただいておりますが、しかし金額によってでありますけれども、もし返還金が求められる場合には金額によってはやはり補正予算を組まなくてはけませんし、そのための財源確保が必要でありますから、やはり基金からの取り崩しということを議会にお諮りをしなくてはならないというふうに思っております。しかし、その補填は新たな基金をつかって市民の皆さん方の目に見える形で補填策を進めていきたいというふうに思っておりますのと、国に返還する返還のこの請求がある場合に4分の3だけの問題ではないと。滝川市民が持つ4分の1を含めた4分の4で補填していきたいということを表明させていただいたわけであります。そういう金額が決まらない限りは、具体的な補填方策というものは決められませんけれども、基本の枠組みだけは明確にしてスタートしていきたいというふうに思っております。

なお、この補填の中には現在被告として裁判の公判が進みます4名に対する返還請求及び賠償も含めての考え方であります。

市長みずからへの検証ということについてでございますが、私は第三者委員会にこの説明を求められて、説明をいたしておりますけれども、第三者委員会の中で検証が行われた結果、第三者委員会の報告があったものだというふうに思っております。私は、これを厳粛に粛々として受けとめたいというふうに思います。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 まず、減給のことについてでありますけれども、今回の事件について市長はみずからの責任は重いということは述べられました。しかしながら、私が伺ったこの8カ月の減給処分について重いかどうかについてのご判断というのは避けられたというふうに思っております。その中で、仮に返還請求というのが延びていけば延長について考えていく用意があるというようなことも示されたというふうに思っております。そこで、お伺いしたいのですけれども、私は、この8カ月の話

でありますけれども、必ずしも重い処分だというふうには思っておりません。では、具体的にどのようなすればいいのかということでお伺いしたいのですけれども、総務部長にお伺いしたい。まず、市長が給与を削減するとするならば、一番最低の給与というのは幾らになるのか。例えば仮に1円というのは月給であり得るのかどうか、これについて総務部長に確認をしたいと思います。

それから、市長みずからの検証についてでありますけれども、やはり検証不足だというのは否めないというふうに思うのです。第三者委員会の皆さんが作成された報告書というのは、確かにこうした移送費の部分においてはよくご調査されてやられたということで敬意を表したいというふうに思うのですけれども、みずからの部分というのは当然みずから検証していかなければならない問題だというふうに思っております。そうした点で、先ほど市長としての報告書を作成し、議会後に配付するというところで、本日の6時半からの市民会議で恐らくその内容についてご説明をされるというふうに思うのですけれども、具体的にこうした市長のみずからの検証という点で第三者委員会の報告書よりもさらに突っ込んだ形で示されることになるのでしょうか。それとも第三者委員会のものを追従するだけのことになるのでしょうか。この辺のところしっかり説明をしていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 市長。

○市長 市長の報告書は、第三者委員会の報告を厳粛に受けとめて、みずから作成をする報告書であります。

○議長 総務部長。

○総務部長 2点目の関係でございますけれども、一般の職員の場合は条例によって例えば減給の場合ですと10パーセント6カ月が限度という上限が決まっておりますけれども、特別職の場合は条例提案ということですから、ゼロ円でもあり得ると、提案の仕方次第ということでございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 再々質疑なので、最後の質疑になるわけでございますけれども、この市長としての報告書が第三者委員会の報告書に基づいているということでもあります。私は、これは違うのではないかなと思うのです。第三者委員会の皆さんは、確かに立派な報告書つくられたのです。しかし、この問題については移送費の問題に限ったことなのです。やはり全体の部分において市長みずから語っていくということが一番大事なことではありませんか。その点で、厳粛に受けとめたということでもありますけれども、不足だというふうに思わないということでもよろしいのかどうか確認したいと思います。

それから、先ほどの給与についてでありますけれども、総務部長のほうからあくまでも条例提案であり、ゼロ円ということもあり得るということがございました。そこで、お伺いいたします。市長として、例えば仮に返還請求が来るとしますと、12月までとかということでは言っていましたけれども、そうした一定の期間において市長が給与をゼロ円、または1円とかという形で行うというようなものが市長には考えはありませんかどうか、それについてお伺いします。

○議長 市長。

○市長 第三者委員会から指摘を受けたから、そのまま市長としてその責任を何にも考えずにそのまま報告書に書きましたというつもりはありません。当然第三者委員会の具体的に市長、副市長に対する指揮監督責任と監督責任に言及しているわけでありますから、それは私としてもそれをどう考えたのかということを受けとめての報告書の作成であります。

それと、2点目何でしたっけ……

(何事か言う声あり)

○市長 検討するのは白紙で検討します。予断を持って検討するわけではありません。提案をさせていただいた中身で判断をさせていただいたわけでありまして、よろしくご審議をいただきたいというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 1点のみ質疑を行いたいと思います。

市長は、返還金額が確定する時期を12月と定めたと、それでの減給だということで、仮にその時期がおくれた場合減給の延長もあり得るということについては理解しました。ただ、荒木議員の質疑などでも私はこういうふうに理解してもいいのかなというふうに思っていることの確認なのですが、その給与の減額措置の延長についてはわかりましたが、返還金額が確定した場合新たな基金を使って充当していくと。この際に市長みずから新たな充当措置を検討されるということがあるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 私は、返還額が決まって、その補填の枠組みを決める場合に市長については間断なくやりたいというふうに思っております。ただ、具体的な方法になりますと、特に特別職については選挙法上の制約が時に出てくる場合もありますから、これはどういう方法でやるのかというのは相当検討しなくてはなりませんけれども、いずれにしても何らかの方法で市長については間断なくやりたいというふうに思っています。

○議長 清水議員。

○清水議員 2点についてお伺いいたします。

まず、市長の行政責任の一端である条例改正ですから、その行政責任の具体的などんなことで責任があるのかということの解明なくしてこの減給の幅というか、程度を決めるというのは大変難しいことになると思うのです。その点で、先ほど酒井議員への質疑に対して第三者検証委員会の報告で果たすべき役割を果たしてこなかったと、このことについて深く反省していると答弁をされ、あわせて議会閉会後の報告書で説明をします。今、議会の後で報告するので、議会では答弁しないと、そういうのは答弁としては私はふさわしくないと。やっぱり質疑されたことについてはきちんと答える義務を私は市長は負っているというふうに思います。そこで、お伺いいたしますが、市長が具体的に行動してこなかった、逆に言えばどんな具体的な行動が考えられたのか、どんな行動をしていけば長期、巨額にわたる支給をとめ得ることができたのか、そのどんな具体的な行動という中身について具体的にお伺いをいたします。

そして、2点目なのですが、いわゆる検証について、やはり市長の行動の検証というのは本当に

終わっていないのです。内部検証では結果責任だけを求める中身になっています。さらに、第三者委員会も検証の内容という項目で組織的な問題というところで触れてはいますが、先ほど決議案で挙げた7項目、8を除けば7項目は市長の行動についての問題だったのですが、ああいったことについてやはりその検証が不足していると。そういう点では、第三者委員会は終了したと、内部検証委員会は今後どうなるのかと。先ほど報告はされたと受けとめたというご答弁は、そういった市長部局における検証委員会はもう終了したという宣言というふうに受けとめなければならないのかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 具体的な行動をどうとり得たのかということでございますが、具体的ということになるとやはり監査委員からの報告書、報告があったという時点だというふうに考えます。このときに監査委員から、これまでも解明されていることでありますけれども、副市長に報告があり、数日後に口頭で副市長から報告を受け、こういう指示をしましたという報告があり、私としてもそのことについてこういうことについては配慮してくれということをお願いして、これだけでとどめたということがやはり問題であったというふうに思っています。したがって、第三者委員会としては、これほど大きな問題であるから、指示をするということではなくて市長が直接乗り出して、この解明と問題解決に当たるべき課題であったというふうに私は読み取りました。したがって、この段階において問題解決のための危機管理としての具体的な行動を十分果たさなかったということについては反省をいたしているところでありますが、私は具体的な行動とはそのようなものであったというふうに判断をして、欠けていたのはそういうことであったというふうに判断をいたしております。

市長の行動の検証ということでございますけれども、これもかねて来ご質疑に答えた記憶がございますけれども、初めから内部検証委員会は複雑であり、長期にわたるものであり、何が行われたか、なぜそうなったのかということがよくわからないと。これで第三者委員会にいきなり検証してくださいといっても大変な困難が起きるし、時間もかかり過ぎるというふうに思いましたから、ですから内部において何があったのかということを検証し、そしてそれを土台として第三者委員会における検証をしていただくという2段階手法をとったわけでありまして、これは、先ほどの討論の中でその内部委員会で批判があったから、第三者委員会をつくったというのは全く当たらないことでありまして、私は内部委員会をつくる時に既にこういう方向に進みたいということは表明をいたしております。そしてまた、同時に内部検証委員会は市長に対する報告を行った段階で解散をしますと、しましたということもまたご報告を申し上げているとおりであります。市長の行動の検証というのは、私は第三者委員会の中で議論をいただいたそのことを重く受けとめたいというふうに思いますが、しかし今後の裁判等によって新たな事実が出てくるということになった場合には、これはまた別な解明の手法ということもあり得るかもしれないというふうに思います。

それから、1点目のご質疑で欠けるところがあったかもしれませんが、市長の行政責任というのは先ほど申し上げた提案理由の説明の中で申し上げているとおりでありまして、そしてまた内部検証委員会においても責任ということで明確にしているのは市長責任であります。第三者委員会においても責任という意味で明確にしているのは指揮監督者としての市長、監督者としての副市

長、この責任という意味ではこういうことであり、責任を言及される以上は当然それに対する情報を得てのご判断であるということをお重く受けとめたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市長は、直接乗り出して当たるべきであったと。こんなことは当たり前のことなので。少なくとも福祉事務所の移送費に関する検証でいうと、なぜ見積書をとらなかったのかという問題について例えば札幌市の支給実績があったとか、とにかく何らかの理由を、当時とった行動についての理由を内部検証委員会で述べているのです。それが十分か不十分かという検証の仕方をしているのです。ところが、市長は市長の行動については単に報告を聞いていたと。なぜ市長は具体的に行動をとらなかったのかということについての市長の言葉がないというか、説明がない。その説明を聞いて、市長の当時の行動は適切だったかどうかという検証が始まるのです。ですから、市長の行動についての解明というのは全く始まっていないに等しいのです。市長だから、一番えらいから、全体を見なければならぬから、それは福祉事務所に委任していたと、そういった言葉だけで片づくものだというふうに私は考えないのですが、例えば2月の段階でこういうことを、例えば監査委員が福祉事務所の監査に入るということをなぜ庁議で言わなかったのか。いろんな情報が庁議で言えば入ったはずなのです。そもそも庁議というものに対してそういう場でないというふうに市長は当時お考えだったのか、そういったことについてそうだとかそうでないとか、そういう当時の市長の思いを、なぜという市長の理由をまず言ってもらわないと検証のしようがないと。ちょっとくどくなりますので、あれですが、2月の時点で絞ってなぜ庁議とかに、あるいは総務部長とかかそういうしかるべき市長、副市長の下で十分な職責を果たし得る幹部に伝えなかったのか、その1点をお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 その点については、これまでもご質疑があってお答え申し上げてきたのではないのでしょうか。2月の段階において監査委員さんから調査に入るという説明を受けています。ただ、この段階で確かにこれは大きな問題だというふうに認識をして行動を開始していればあるいは別な展開が進んだ可能性もないわけではありません。したがって、その段階での問題解決の道はゼロかといったら、確かにそうではないのでありましょう。しかし、私はその段階で調査に入るということを情報をいただいた段階では、少なくとも庁議にかけてという認識は持ちませんでした。ただし、こういう情報があるけれども、問題はないのかということをお職員に指示して、報告を受けた。法的にも問題ない、手続的にも問題ないという報告を受けたということもまた過日の質疑にお答えしたはずであります。そういう状況の中で、庁議にかけてこの問題解決に取り組むという状況にはなかったというふうに判断をしておりますが、それが正しい選択だったかどうかということについては反省なしとしないというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 2月の時点ではそれほど重大なことだというふうには考えなかったと。そのように言ったら、そうなのかと市民が思うというふうに思われては私は困るのです。とにかく11月の13日の被害届の日に初めて犯罪だと気づいたと、5月にあれほど詳しい監査報告書が出ながら、それ

でなおかつ11月13日かと。そんなふうに私は思っていたと言え、それは真実なのだというふうに市長についてだけされるということであれば、やはり検証は終わっていないというふうに思います。11月の13日に振り込んだ責任は私にはない、会計管理者と福祉事務所長にあると、このように断定的に言う。しかし、市長はもう既に5月の段階ではかなり大変なことになっているというのはわかっているわけで、それを犯罪と気づかないなんていうのは、恐らく市民の皆さんどなたも信用なさらないと思います。

そこで、再度お伺いしますが、市長については市長の現在の今言われたような言動が信用できるものなのかどうか。例えば市民の中には2月に庁議とかに出さなかったのは、ほかの幹部に伝えなかったのは選挙戦への影響があったからではないかという声もあるのです。私は、それをそうだと、そうでないとも言う立場にはございませんが、いずれにしても市長の言葉は余りにも現実と離れている言葉が多過ぎて、市長の検証をこれから行うことについてのお考えを最後に伺います。

○議 長 市長。

○市 長 検証は行われているというふうに判断しております。先ほど申し上げましたように、新たな事実が出てきた場合にそれをどうするのかというのは別の判断としてあるというふうに思います。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。荒木議員。

○荒木議員 私は、議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算並びに議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論いたします。

先ほどの質疑の中で職員の行政処分と特別職とは基本的には別というお考えが示されましたが、まさにそれが妥当なのかどうかということを考えざるを得ないというふうに思っています。私は、最終責任は市長というみずからのご認識と部下である前保健福祉部長以下の職員の懲戒処分に整合性が必要だというふうに思っております。よって、基本的にはこの職員処分が示されない段階での判断がつかないというのが正直なところでありますが、しかし懲戒の通知、辞令が本日15時に処分が下される、職員に渡されるということであるということを確認しておりますので、事実上もう懲戒審査委員会が終結し、そして処分内容が決まっているというこの段階で、そのものを示さずにこの議案を上程するということが不当かつあるいは恣意的なものを感じざるを得ないというのが正直なところであります。この議案では明らかに行政処分上の私が思う整合性に欠ける可能性が高いと言わざるを得ません。

さらには、市長は市民の信頼を失墜した理由で1月から今月末まで50パーセントの減給をみずからに課されておりますが、このたびの第三者委員会による市組織全体としての対応が不相当、つまり妥当ではないという報告を受けているこの段階で同じ処分内容が継続されるということも納得できないという一つであります。

私は、職員処分が示されておりましたが、先ほど申し上げたように事実上懲戒の通知がもう間も

なくなされると、そのような段階において、仮定ではありますが、責任の序列が崩れる、あるいは崩れる可能性があるという結果がもたらす滝川市の今後について大変危惧をしております。第1に、市民の信頼を少しでも回復するチャンスを失することです。確かに特別職は懲戒処分の対象外ではありますが、一般市民にとって市役所組織のトップは市長であり、そのこと自体が全く市民的には通用しないということでもあります。

そして、第2に、子供たちへの影響であります。先ほどの市長の不信任案に絡む討論の中で、三上議員さんが大人は子供の模範を示すべきというお考えが示されました。私もそのとおりでというふうに思います。子供たちは、私たちの想像以上に今回の事件のことをよく知っています。私は、PTA活動や用務の中で社会のルール、とりわけ学校のルールは守ってください、自分より弱い人を助けてあげてくださいと常々語りかけています。それは、一人の大人として、子供たちに真つすぐ成長してほしいと願っているからであります。私は、そんな子供たちに、想定ではありますが、責任の序列が崩れるという可能性について説明ができません。今回の滝川の大人たちの決着のつけ方は、大げさに言えば今後の滝川市の教育方針にも大きな影響を与えかねないというふうに思っております。

第3に、これで市役所組織としての再出発ができるのかということでもあります。今回の事件を契機に心から謙虚に反省をし、市民から本当に信頼される市役所に生まれ変わりたいと、ほぼすべての職員がそれぞれそのように思っている中で、余りにも不整合が生じる可能性がある本案に対して到底職員そのものも納得できるものではないと、真の再出発にはなり得ないということでもあります。

最後になりますが、私は管理監督の最高責任者と部下である職員に関する懲戒処分の不整合が生まれる可能性があるということ自体、あるいはそういう結果がもたらされたとするならば、そのこと自体は法律に、あるいは法的に抵触するものではないということを認識はしています。しかし、制度上、手続上問題はなく、法律は守られているが、一般常識に照らし合わせてどうなのかということがこの事件の本質ではなかったのかと、そのことを忘れてはならないというふうに思います。

以上の理由から本議案に反対をするものでありますが、組織としての責任のとり方に整合性や筋を通すのであれば、本議案の結果次第で懲戒審査委員会の一定の判断を差し戻すのが本筋というふうに私は考えることを申し添え、本案の討論を終結いたします。

○議長 三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、ただいま上程されました議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算案並びに議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対し賛成の立場で討論させていただきます。

公明党としては、先ほど否決されました決議案第1号での討論で申し上げたとおり、市民の皆さんと同様に市の対応のずさんさ、不正受給を早期の段階で防げなかった管理体制、市民の血税を預かって運営しているという職員の意識の欠如に大きな憤りを感じているところであります。しかしながら、一方で滝川市が今抱えている諸課題を解決するためには市政の運営を停滞させるわけにはいきません。したがって、今回の問題に対して行政に携わるすべての職員と議会議員のすべてが真摯に反省し、市民に対して総罰の原理で一定の責任を負うべきであると考えております。そし

て、滝川再生に向けて市民と行政がスクラムを組んで難局を乗り越えることが肝要であると考えております。その先駆けとなる提案が議案第1号、議案第2号であると理解し、賛成討論といたします。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第1号、2008年度滝川市一般会計補正予算（第1号）及び議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

先ほど滝川市長の不信任決議が否決されました。私たちは、辞任が当然という考えに変わりはありませんが、仮にそれにかわるものは何かという点で述べたいというふうに思っております。本条例案では、市長はこれまでの給与50パーセントカットを8カ月延長するという考えを示しました。しかし、この程度の減給で責任が果たされるとは到底思えません。少なくともこれほど巨額な不正支出を許した責任であれば、とりあえず給与を毎月ゼロ円ないし1円、これで数カ月進め、なおかつ個人の資産を供託することぐらいは必要ではありませんか。みずからの罰として行われるものがなぜこれほど軽いものになるのでしょうか。ここで述べたいと思いますのは、50パーセントをカットされたとしても滝川市民の平均給与からすれば上であります。さらに、滝川市の嘱託職員、この給与から比べてもはるかに上であります。皆さん、みずからの罰としてやられるわけであります。それであるのに50パーセントカット、それを8カ月、延長という話もありましたけれども、それで済ませてしまう。これで本当に市民が納得するのでしょうか。あるいは、みずから休職して職務執行代理者を置く、こうしたことも検討するべき問題であります。仮に担当部長には何カ月の休職を示し、本人は減給で市民は納得するとは思えません。

第三者委員会が示した内容についての市長の受けとめも中途半端なものでありました。みずからの検証は今回で終わったとしているなら大問題です。先ほどの質疑の中では、具体的な情報を得たという点では深く反省しているとはしたものの、5月以降指示はしているが、トップが直接当たるべきだったと言っています。指示はしていると言って、やはり責任を逃れているとしか私には思えません。また、返還の方法についても全職員を対象としたものであれば到底納得できるものではありません。そもそもみずからは甘い処分を行っている中で、市民や職員の協力は得られないと考えます。

以上を申し上げて、日本共産党の討論といたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算（第1号）及び関連議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論を行います。

第1に、私は、市長不信任決議には反対しました。しかし、やるべきことを怠ったことによる滝川市政に対する信用失墜等の影響は甚大であり、行政のトップとして市長の結果責任は非常に重く、その責任の示し方も最高とすべきと考えています。この視点から見て、市長給与の減給は金額的には予想される職員の処分とも比較して最高となることが考えられ、この点については理解いたしま

す。また、返還金額確定が12月以降となった場合の減給継続についても示されたことは、市長の責任のとり方の姿勢として受けとめたいと思います。しかし、この本会議後に発表されることになる滝川市職員の分限及び懲戒に関する条例に基づく職員処分との関係で納得されない市民や職員も多いことが予想されます。今後の市政運営においてもこのように考えている市民や職員がいることをしっかり受けとめ、市民や職員との対話を大切に、滝川再生に全力を傾けられたい。

第2に、市長は、返還金額が確定し、その財源が不足する場合みずから新たな充当措置を講ずることを明言されました。市長みずからの措置は当然と考えますが、もし職員給与削減を検討される場合については慎重を期すべきことを申し上げ、討論いたします。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、議案第1号 平成20年度滝川市一般会計補正予算(第1号)並びに議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論いたします。

午前中の田村市長の不信任案と連動いたしますが、このたびの事件とそれに対しての市長、副市長のとった措置と市民に与えたショックと全国に恥をさらしたこの行為は辞職しかないと判断するのでございます。

このたび検証第三者委員会なるものを条例でつくり、疑惑の渦中で批判されている市長がメンバーを選定し、委嘱するなどの手法は、市民やマスコミから、そして全国民から見透かされていたのであります。しかし、選定され、委嘱されたメンバーの方々は、最大限の努力をされたことに敬意を表するものであります。その第三者委員会では、次のようにこの事件や市長、そして職員を批判しておりますので、その主なものを申し上げたいと思うわけであります。とるべき措置をとらないで、やるべき手続をとらないで、やるべきことをやっているうちに判断の誤りはあるだろう。しかし、やるべきことをやらないでこのような結果になったのではないか、こういうわけであります。あるいは、説明が不十分である、不自然である、そのような言い方には早計であると言わざるを得ない、事実を異にする、疑問である、疑問の余地がある、結論づけることは疑問である、不合理である、必要性を肯定するものにはならないと考える、食い違う部分がある、何々とは言いがたい、怠慢と言わざるを得ない。いかがですか。少し挙げただけでこのように第三者委員会で批判されたわけであります。このような批判が第三者委員会から出てくることは、さきの内部検証委員会がいかに言いわけ委員会であったのが判断がつくわけであります。内部検証委員会が支給はやむを得なかった、だから違法性は問えないとして市長らの責任をあいまいにしていたものを今回の判断の根拠は不十分と改め、市長ら幹部の責任は問われるところ、こういう言い回しであります。これを根拠に市長、副市長の減給処分が考えられたのですが、市民はどなたも納得しておりません。私の所信は先ほどの不信任案のとおりであります。この後に出される職員の処分、つまり停職があつたりしますと、この減給とまさに逆転する首長のみずからの処分の甘さをじっくり反省し、泥まみれの市長になってからの辞任より今の時点での潔い辞職を勧告するものであります。

以上の理由から、8カ月の市長の減給と6カ月の副市長の減給などという減額補正予算案と条例案に重ねて反対し、市民の声連合の討論いたします。

○議 長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これよりまず議案第1号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第8 議案第3号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第8、議案第3号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今回提案の条例改正につきましては、個人情報の保護及び戸籍謄本、住民票等の不当目的請求の制限のため戸籍法の一部を改正する法律が平成19年5月の11日に、住民基本台帳法の一部を改正する法律が同年6月6日に公布され、施行期日はそれぞれ政令に委任されていたところですが、それぞれ平成20年3月7日及び28日に施行期日を定める政令が公布され、ともに平成20年5月1日から施行されることとなりました。この法改正により戸籍及び住民票の写し等の交付制度が見直され、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに転出入等の届け出の際の本人確認手続が厳格化され、また不正に交付等を受けたものに対する罰則が強化されることとなりました。よって、当該法改正により必要となる戸籍及び住民票の写し等の交付制度の見直しに伴う所要の整理を行うため、滝川市手数料条例を改正したいとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、お聞き願います。別表(第2条第1項関係)でございますが、1ページから2ページ中ほどにつきましては、戸籍謄本等の交付の請求が何人でも可能な制度から戸籍に記載されている者等及び第三者に分離されたこと、本人確認規定及び学术研究のための戸籍等の情報提供規定が追加されたこと等により根拠条例が分離及び移動したことに伴う所要の文言整理をしたいとするものであります。

2ページ中ほどから3ページにつきましては、住民票の写し等の交付の請求が何人でも可能な制度から住民基本台帳に記載されている者等及び第三者に分離されたこと、本人確認規定が追加され

たこと等により根拠条例が分離及び移動したことに伴う所要の文言整理をしたいとするものであります。

なお、附則におきまして施行期日を平成20年5月1日としたいとするものでございます。

以上、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決をされました。

◎日程第9 決議案第2号 生活保護通院移送費の改定の撤回を求める要望決議

○議長 長 日程第9、決議案第2号 生活保護通院移送費の改定の撤回を求める要望決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。清水議員。

○清水議員 提案者3名を代表いたしまして、決議案第2号について説明をさせていただきます。

まず、本文の説明に入る前に、私はこの事件、逮捕がされた11月の16日、この日あるいはこの翌日ぐらいからこの事件で全国の生活保護受給者に不利益になることが予測されました。ですから、滝川の何が行われたのか、またどんな検証がされているのか、こういったことを全国に発信するブログを毎日のように書いてまいりました。しかし、その願いもむなしく、やはり今回の事件をきっかけとして、生活保護受給者に不利益となる改定がされました。そういう経過の中で、この事件を起こした滝川市から生活保護の改悪は必要のないことなのだ、生活保護制度に問題があってこの不正受給が起きたわけではないということを示すためにもこの滝川から発信をしたい、この改悪をとめる、そういう世論づくりに役立てたいと考え、急遽臨時議会に決議案を提出したものです。

さて、それでは内容に入ります。決議の主な理由については2つあります。厚生労働省は、4月1日、生活保護の通院移送費の打ち切り、制限強化の「医療扶助運営要領の一部改正」などの「通知」を出しました。内容は、(1)、移送費の一般的給付を国民健康保険と同等の扱いにし、災害現場からの緊急輸送、離島から医療機関への搬送などの緊急の場合に限定し、(2)、例外的に支

給するのは、身体障がい者などで電車・バスの利用が著しく困難な場合などにしています。これでも通院等を行う医療機関は、原則として福祉事務所管内としています。（３）、この改悪を実施するために、「是正の期限」を６月末まで３カ月にするとしています。

しかし、この改定には多くの問題点があります。

第１に、改定案の発表はこの３月３日で、生活保護世帯や自治体の声を十分に聞かず、行政手続法に定められたパブリックコメントさえしないで、４月１日実施されたことです。

第２に、移送費を一般的給付と例外的給付に分けることで、現在の移送費を原則として廃止することです。

第３に、移送費支給の対象医療機関を「原則として福祉事務所管内に限る」ことは、生活保護世帯の受診抑制につながります。

第４に、医師の判断で治療上必要でも、「電車、バス等で通院する場合であっても、著しく高額になる場合」に限ることから、例えば滝川一札幌間の約４、０００円や道内各地から１万円台の移送費、現在支払われているバスや電車の料金ですが、これらは対象外になりかねません。その結果、実質的な生活保護費の引き下げになる利用者が出てきます。

この間、多くの人たちが声を上げています。国会では、民主党、共産党、社民党が反対表明をし、国会質問でも取り上げられました。

大きな２点目は、重要なのは、この改定が当市の問題をきっかけに決められたことです。３月３日に出された通知、ここにございますが、これを読み上げたいと思います。乱給防止、（１）、通院移送費等の適正化対策、ここで冒頭から通院移送費については今般１世帯に対して約２年間で総額２億３、０００万円を超える額が給付されていた事例が発生するなど、給付の必要性や費用の妥当性等が十分に検討されないまま過剰な給付がなされている事例が見受けられるところである。このような事案が発生したことについては、適正給付の観点から問題があることはもちろん、生活保護制度そのものの信頼を損ねかねないものであることから、より一層不正受給や過大給付の未然防止対策に取り組んでいく必要がある、このように全国の福祉事務所、都道府県にこれが発送されました。多くのマスコミも当市の事件を改定のきっかけと報道しています。

しかし、当市の検証で明らかになったことは、医療扶助実施要領そのものに問題があったというものではありません。そのような指摘は、第三者委員会の報告書には一字もないと言ってもいいのではないのでしょうか。

市議会や検証第三者委員会での審議で今回の巨額支出についての明らかになった概要は、１点目、移送費の申請書がない、２点目、合い見積もりや地元業者からの見積もりがない、３点目、１往復２５万円で月に数百万円になることが予想されるのに、囑託医協議もない、夫は事後に行われたが、妻はされていない、４点目、病状把握なし、夫は支給後に行われ、妻は９カ月後に行われたなどです。まさにずさんな職務怠慢であり、決して医療扶助運営要領に原因があるものではありません。

第２に、２億３、８８６万円もの巨額になった原因が医療扶助運営要領ではないことは明らかです。第三者委員会の中ではなぜ巨額の保護費を支給し続け、結果的に犯罪を許してしまったかについての解明について検証第三者委員会でも検証をいたしました。その結果、検証報告書では最後のペ

ージ、17ページにこのように書かれています。なお、本件は極めて異常な例外的事案であることは明らかであり、善意の生活保護受給者の権利が侵害されることがないように願うものである、このように検証第三者委員会は報告書でしっかりと医療制度に問題があるのではなく、この件をもって善意の受給者、利用者の権利侵害をしないようにと求めております。しかし、4月1日に行われた改正は、まさに善意の受給者への権利侵害であることは明かです。

よって、生活保護通院移送費の改定の撤回を求める決議を当議会として上げることを求めたいと思います。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。堀議員。

○堀 議員 私は、公明党を代表しまして、決議案第2号 生活保護通院移送費の改定の撤回を求める要望決議を否とする立場で討論いたします。

まず、今回の改定について厚生労働省は、今後十分な検討をせずに移送費の支給を認めたり、一律に移送費の支給を認めないといった誤った取り扱いをしないように十分留意していただきとの通達がありますように、移送費を廃止するとか生活保護世帯の受診抑制につながるといった危惧はないものと判断いたします。要するに昭和38年4月1日に告示された移送に必要な最小限度の額とされた基準を今回のような犯罪を許さないための改定であります。したがって、原則的に現在支給されている制度がなくなるわけではありません。ただし、是正の期限の6月末までの動向は注視しなければなりません、以上の理由から決議案第2号を否といたします。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、決議案第2号 生活保護通院移送費の改定の撤回を求める要望決議案に賛成の立場で討論を行います。

滝川市事件を口実とした通院移送費全般の削減案は大きな波紋を呼んでいます。改定案によれば、これまで生活保護利用者に対して支給されてきた通常の通院に係る移送費が原則として支給対象外となり、例外的に支給を認める場合でも原則として福祉事務所管内の医療機関とするとしており、必要な医療を受けることが困難になることが既に明らかとなっています。生活保護利用世帯の8割は高齢者や疾病、また障がい者などであります。日常的に医療機関に通院する必要があるこうした利用者への改悪は許せません。既に廃止された影響力として、全国的に44億円もの影響があると言われております。読売新聞の報道では、全国腎臓病協議会は生命を維持する人工透析の通院が保障されない可能性があると言明しを要望、東京、埼玉など7都県市の担当課長は、適正な支給まで見直され、医療と生活に重大な影響を与えると連名で意見書を提出、大阪の生活保護受給者団体にはがん治療中で血液内科など4カ所にかかって、ぎりぎりの生活で月3,180円の電車、バス代が出ないと食事を4日間抜くしかない、大阪市淀川区の女性といった声が寄せられると記されてい

ます。

今回の巨額の不正支出は極めて異質なものであります。決して医療扶助運営要領に原因があるものではありません。滝川市事件が口実になったからこそ、この滝川市から改定の撤回を求めることが必要ではないでしょうか。

以上を申し上げて討論いたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。決議案第2号 生活保護通院移送費の改定の撤回を求める要望決議を可とする立場で討論を行います。

まず、決議案の大きな1の第1については提案者に同意できます。1の第2は、現在の移送費を原則として廃止することとありますが、生活保護担当者への確認では現行で支給している通院に必要なバス代金等の支給は継続されるとのことですが、しかし、決議案が指摘しているようにこうした通院費が廃止される危険性は十分考えられます。1の第3については、原則福祉事務所管内とすることが提案者が言うように一概に受診抑制につながるとは考えません。今回の詐欺事件においてもこうした点からの反省がありました。ただし、運用に当たっては診療科目がない場合やセカンドオピニオン受診等については福祉事務所管外であっても移送費の支給をストップするべきではありません。1の第4は、今回の改定の解釈次第で生活保護基準の実質的な引き下げにつながる可能性が大きいことは問題と考えます。ただし、このことをもって最低賃金や年金の引き下げを誘発し、多くの国民の暮らしに影響を及ぼすと断定していることには疑問があります。

次に、大きな2についてです。第三者委員会の報告は、やるべきことをやらなかったと指摘しているように、医療扶助運営要綱に重大な欠陥があったわけではありません。しかし、滝川の事件をきっかけに報道された全国的な例から見ても、運用面で最小限度といったあいまいな規定等が住民感覚、常識的感覚を逸脱した支給に結びついた可能性も否定できません。私は、見直しを否定するものではありません。しかし、見直しに当たっては生存権の保障を前提に専門家の意見聴取や実態調査、住民意向の把握等を行うことが先決であり、こうしたことがないままの今回の医療扶助運営要領の一部改正は撤回すべきと考えます。

以上、討論とします。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎でございます。慣例で言えば、賛成、反対交互にということですが、さきの窪之内議員も可とする立場であります。私もこの決議案の提案者の一人でありまして、当然この決議案を可とする立場で討論いたします。

滝川市としては、最も心配していたこととございます。今回の事件をきっかけに生活保護制度を政府が改悪しようとしていることとあります。現在の必要最小限の額が1回に25万円とか、しかも夫婦で1カ月に30日毎日利用し、1,900万円にもなった月があるわけとあります。本当に常識外れの支給を続けてきた滝川市の福祉事務所の必要最小限の額とは何だったのでしょか。このような制度を守らなかった結果が今回の出来事とあります。制度で規制をかけるより、福祉行政、支出の常識を守らず、議会や市民に隠ぺいを図った体質の改善こそが大切であり、当該滝川市長が

制度は時代に合うようになればよいなどと言うこと自体全国の自治体から批判されるところであります。規制がなければ天井知らずの支出を続け、規制がかけられるといいのではないかなどと言う首長はもう辞任するしかない、私はそう考えます。今回の事件で自己規制やチェックをせず、支出し放題の福祉行政だったことを全国の自治体に謝罪すること、このような要望決議で罪ほろぼしをしなければなりません。議会としてもこのような側面からの責任を果たさなければならないと思います。

滝川市議会に反省の良心を示すことを訴え、本決議案に賛成の討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより決議案第2号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

よって、決議案第2号は否決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了をいたしました。

これにて平成20年第2回滝川市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時53分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員